



接続約款変更認可申請書

西相制第 122 号  
平成 22 年 1 月 13 日

総務大臣  
原口 一博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

登録の年月日及び番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 234 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

目次

第3章 協定の締結手続等

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続

第34条の2 光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み

第34条の3 光信号中継回線の接続

第10章 料金等

第7節 割増金、違約金及び延滞利息

第78条の2 光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使います。

用語	意味
1～44 (略)	(略)
45 端末回線	次に掲げる電気通信設備と当社の電気通信設備との間の電気通信回線 ア 端末設備 イ 自営電気通信設備 ウ 端末設備又は自営電気通信設備が設置される電気通信回線の終端に相当する箇所において接続される他事業者の電気通信設備
46～72 (略)	(略)
73 DSL回線	DSLを提供する当社の端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。)であって、協定事業者の電気通信設備と接続するもの(回線距離若しくは設備状況、他の電気通信に係る電気通信回線からの信号の漏えい又は端末回線の終端に接続される装置の態様等により、その端末回線の通信の伝送速度が低下又は通信が全く利用できない状態となることがあります。)
74～93 (略)	(略)

目次

第3章 協定の締結手続等

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続

第34条の2 一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み

第34条の3 一般光信号中継回線の接続

第34条の7 特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み

第34条の8 一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査

第34条の9 異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み

第34条の10 支障移転等を行う場合の取扱い

第10章 料金等

第7節 割増金、違約金及び延滞利息

第78条の2 一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使います。

用語	意味
1～44 (略)	(略)
45 端末回線	次に掲げる電気通信設備(以下「 <u>端末設備等</u> 」といいます。)と当社の電気通信設備との間の電気通信回線 ア 端末設備 イ 自営電気通信設備 ウ 端末設備又は自営電気通信設備が設置される電気通信回線の終端に相当する箇所において接続される他事業者の電気通信設備
45-2 下部端末回線	端末設備等とき線点近傍の電柱等に他事業者が設置する端子盤との間の当社の電気通信回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものであって、光信号により伝送を行う区間を含まず、電話重畳しないものに限ります。)
45-3 き線点	当社のメタリックケーブルを地下配線区間から地上配線区間に引き上げる地点であって、当社が定めるメタリックケーブルに係る配線区域(以下「 <u>メタル配線区域</u> 」といいます。)における配線の起点となるもの
46～72 (略)	(略)
73 DSL回線	DSLを提供する当社の端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものであって、光信号により伝送を行う区間を含まないものに限ります。)であって、協定事業者の電気通信設備と接続するもの(回線距離若しくは設備状況、他の電気通信に係る電気通信回線からの信号の漏えい又は端末回線の終端に接続される装置の態様等により、その端末回線の通信の伝送速度が低下又は通信が全く利用できない状態となることがあります。)
74～93 (略)	(略)

94 光信号中継回線	当社の通信用建物(当社が別に定める当社以外の建物を含みます。)間の光信号の伝送に係る伝送路設備(その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。)
95～109 (略)	(略)

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(1)-3 (略)	(略)
(2)～(4) (略)	(略)
(4)-2 中継光主配線盤	中継光主配線盤(光信号中継回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。)の他事業者側端子又は中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(5)～(8) (略)	(略)

2 (略)

(事前照会)

第10条の2 (略)

2 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線(既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合には、その屋内配線を含みます。以下この条及び第34条の4において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。以下同じとします。)が十分でない場合にはその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)

(9) 接続申込者が指定した利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号中継回線の提供可能時期(第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する提供可能時期とします。)

94 光信号中継回線	当社の通信用建物(当社が別に定める当社以外の建物を含みます。)間の光信号の伝送に係る伝送路設備
94-2 一般光信号中継回線	光信号中継回線であって、その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないもの
94-3 特別光信号中継回線	光信号中継回線であって、その区間の両端において当社の波長分割多重装置を対向して設置するもの
94-4 波長分割多重装置	光信号の分割又は多重を行う当社の伝送装置
95～109 (略)	(略)

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(1)-3 (略)	(略)
(1)-4 <u>き線点近傍の電柱等の端子盤</u>	当社の下部端末回線と接続するために他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤の当社側コネクタ
(2)～(4) (略)	(略)
(4)-2 <u>一般中継光主配線盤</u>	一般中継光主配線盤(一般光信号中継回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。)の他事業者側端子又は一般中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(4)-3 <u>特別中継光主配線盤</u>	特別中継光主配線盤(波長分割多重装置に収容される分波光変換装置(特別光信号中継回線との接続を行うために必要な当社が指定する装置及びその付属設備をいいます。以下同じとします。)に係る当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。)の他事業者側端子又は特別中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(5)～(8) (略)	(略)

2 (略)

(事前照会)

第10条の2 (略)

2 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線(既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置されるものに限ります。)を新たに設置して利用することを要望される場合には、その屋内配線を含みます。以下この条、第34条の4、第99条の6及び第99条の7において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。以下同じとします。)が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)

(9) 接続申込者が指定した利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る一般光信号中継回線の提供可能時期(第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する提供可能時期とします。)

(10) 接続申込者が指定した利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期に係る特別光信号中継回線の提供可能時期

(11) (略)

3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日(当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。)から2週間(前項第4号に係るものにあつては、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項に規定する期間、前項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)以内に別表3(様式)様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子及び光回線設備(光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。)の未利用芯線及び未利用波長の保留は行いません。

4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第4号に係るものにあつては第10条の3第5項に規定する期間、第2項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)を超えて回答する場合があります。当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

(準用)

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項又は第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項の場合に準用します。

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 (略)

(1)~(7) (略)

(8) 分波光変換装置で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社の分波光変換装置

(9) 固定無線通信網終端装置で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社の電気通信設備(固定無線基地局伝送路又は固定無線通信網に係るものに限ります。)

2 (略)

(1)~(4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLAN型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置、前項第8号に規定する分波光変換装置又は前項第9号に規定する電気通信設備

随時。

3~4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)~(4) (略)

(5) 分波光変換装置と接続する事業者の場合

接続ビル名及び接続を要望する時期等必要事項を記入した別表3(様式)様式第15-3の設備建設申込書

(10) (略)

3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日(当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。)から2週間(前項第4号に係るものにあつては、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項に規定する期間とし、前項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間とします。)以内に別表3(様式)様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子及び光回線設備(光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。)の未利用芯線の保留は行いません。

4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第4号に係るものにあつては、第10条の3第5項に規定する期間とし、第2項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間とします。)を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

(準用)

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項、又は第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項の場合に準用します。

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 (略)

(1)~(7) (略)

(8) 固定無線通信網終端装置で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社の電気通信設備(固定無線基地局伝送路又は固定無線通信網に係るものに限ります。)

2 (略)

(1)~(4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLAN型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置又は前項第8号に規定する電気通信設備

随時。

3~4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)~(4) (略)

(5) 固定無線通信網終端装置と接続する事業者の場合

接続要望エリア及び接続を要望する時期等必要事項を記入した別表3(様式)様式第 15 - 3の設備建設申込書

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第 25 条 (略)

(1) - (2) (略)

(3) (略)

2 - 3 (略)

(個別建設契約の締結)

第 26 条 当社は、前条の承諾を行った場合は、その接続用設備(第 23 条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項第6号に規定するIP通信網収容装置、第7号に規定する伝送装置又は第8号に規定する電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)の設置又は改修に係る工事着手前に、その接続申込者と、相互接続点ごとの接続対象地域、接続用設備の設置又は改修に係る工事の工程及び内容並びに接続申込者が負担する費用の概算額、工事予定線表及び設備使用開始予定月、既存設備を利用する場合の費用の概算額、接続用設備の保守、接続遅延に係る費用負担及びその他の個別事項を含む個別建設契約を締結します。

(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第 34 条の2 接続申込者は、当社の光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7 - 2の線路設備調査及び接続申込書により、光信号中継回線についての調査の申込み(接続を予定する光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)及び接続の申込みを行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み在先立って第 11 条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第 10 条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項に規定する調査の申込みがあった場合において、次の各号に該当しないと判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期(接続する光信号中継回線を特定できる場合であって、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、この項に規定する回答を当社が行う日から1ヶ月半以内とし、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、この項に規定する

(6) 固定無線通信網終端装置と接続する事業者の場合

接続要望エリア及び接続を要望する時期等必要事項を記入した別表3(様式)様式第 15 - 4の設備建設申込書

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第 25 条 (略)

(1) - (2) (略)

(3) 分波光変換装置の設置又は改修の申込みがあった場合において、分波光変換装置が調達できないとき又は既に設置された波長分割多重装置に分波光変換装置が収容できないとき

(4) 分波光変換装置の設置又は改修の申込みが第 34 条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項に規定する申込みと併せて行われた場合において、同項に規定する申込みが同条第2項第1号から第4号のいずれかに該当し不承諾となるとき

(5) (略)

2 - 3 (略)

(個別建設契約の締結)

第 26 条 当社は、前条の承諾を行った場合は、その接続用設備(第 23 条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項第6号に規定するIP通信網収容装置、第7号に規定する伝送装置又は第9号に規定する電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)の設置又は改修に係る工事着手前に、その接続申込者と、相互接続点ごとの接続対象地域、接続用設備の設置又は改修に係る工事の工程及び内容並びに接続申込者が負担する費用の概算額、工事予定線表及び設備使用開始予定月、既存設備を利用する場合の費用の概算額、接続用設備の保守、接続遅延に係る費用負担及びその他の個別事項を含む個別建設契約を締結します。

2 分波光変換装置に係る個別建設契約については、当社が当該装置に係る費用の概算額を通知した日から1ヶ月以内に締結することを要するものとし、1ヶ月を経過してもなお個別建設契約を締結していない場合には前条第1項の規定により当社が行った承諾は効力を失うものとします。この場合において、接続申込者から個別建設契約を締結する旨の意思表示があったときは、前条第1項各号に定める場合を除いて、当社は、その接続申込者が行った第 23 条に規定する分波光変換装置の設置又は改修の申込みを改めて承諾し、その接続申込者と個別建設契約を締結するものとします。

(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第 34 条の2 接続申込者は、当社の一般光信号中継回線と接続しようとするとき(第 34 条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)に規定する申込みを行う場合を除きます。)は、当社に対し、別表3(様式)様式第7 - 2の線路設備調査及び接続申込書により、一般光信号中継回線についての調査及び接続の申込み(接続を予定する一般光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)を行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み在先立って第 11 条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第 10 条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項に規定する調査の申込みがあった場合において、次の各号に該当しないと判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の提供可能時期(接続する一般光信号中継回線を特定できる場合であって、一般中継光主配線盤間に既に設置された一般光信号中継回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、この項に規定する回答を当社が行う日から1ヶ月半以内とし、一般中継光主配線盤間に既に設置された一般光信号中継回線がないとき又はそれら特別の事情が

回答を当社が行う日から当社がその光信号中継回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号中継回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号中継回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。以下この条及び次条において同じとします。)を別表3(様式)様式第7-3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、接続する光信号中継回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

- (1) 接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の非現用芯線がなく、かつ、その利用区間について光信号中継回線の敷設計画がない(光信号中継回線の敷設が技術的又は経済的に著しく困難である場合を含みます。以下次号において同じとします。)こと。
- (2) 接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の非現用芯線について、申込みに係る利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、その利用区間について光信号中継回線の敷設計画がないこと。

(3)~(4) (略)

3 (略)

4 第2項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により次の各号のいずれかに掲げる理由を通知します。

- (1) 接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の非現用芯線がないため接続開始希望時期までに提供できないこと。

(2)~(3) (略)

(光信号中継回線の接続)

第34条の3 当社が、前条第2項において、接続する光信号中継回線を特定して提供可能時期を回答した場合には、接続申込者は、その回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、接続開始時期(接続申込者が指定する接続を開始する日をいいます。以下この条において同じとします。ただし、この項及び次項においては、前条第2項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期から3ヶ月が経過する日とのいずれか遅い日までの日であることを要します。)を通知することを要します。

2 (略)

3 当社が、前条第2項において、接続する光信号中継回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期及び別表3(様式)様式第7-3の書面により必要な情報を通知するものとします。この場合において、当社は、その通知した内容に従って、未利用芯線を保留します。

4 (略)

5 当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合の前条及び前各項の手続きと同一の手続きを要するものとします。

(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4 接続申込者は、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-4の光回線設備接続申込書により、光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続する旨の申込み(接続を予定する光信号端末回線又は光信号局内伝送路の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期(その申込みの日から6ヶ月以内の日であることを要します。)の指定を含みます。光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みには、光信号分岐端末回線接続工事の申込みを含み、協定事業者が要望する場合にあっては、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事の申込み及び光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日(1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの)とします。以下同じとします。)昼間に実施する旨の申込みを含みます。)を行うことを要します。当社は、光

あるときは、この項に規定する回答を当社が行う日から当社がその一般光信号中継回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する一般光信号中継回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が一般光信号中継回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。以下この条及び次条において同じとします。)を別表3(様式)様式第7-3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、接続する一般光信号中継回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

- (1) 接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の非現用芯線がなく、かつ、その利用区間について一般光信号中継回線の敷設計画がない(一般光信号中継回線の敷設が技術的又は経済的に著しく困難である場合を含みます。以下次号において同じとします。)こと。

- (2) 接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の非現用芯線について、申込みに係る利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、その利用区間について一般光信号中継回線の敷設計画がないこと。

(3)~(4) (略)

3 (略)

4 第2項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により次の各号のいずれかに掲げる理由を通知します。

- (1) 接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の非現用芯線がないため接続開始希望時期までに提供できないこと。

(2)~(3) (略)

(一般光信号中継回線の接続)

第34条の3 当社が、前条第2項において、接続する一般光信号中継回線を特定して提供可能時期を回答した場合には、接続申込者は、その回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、接続開始時期(接続申込者が指定する接続を開始する日をいいます。以下この条において同じとします。ただし、この項及び次項においては、前条第2項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期から3ヶ月が経過する日とのいずれか遅い日までの日であることを要します。)を通知することを要します。

2 (略)

3 当社が、前条第2項において、接続する一般光信号中継回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その一般光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期及び別表3(様式)様式第7-3の書面により必要な情報を通知するものとします。この場合において、当社は、その通知した内容に従って、未利用芯線を保留します。

4 (略)

5 当社の一般光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その一般光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合の前条及び前各項の手続きと同一の手続きを要するものとします。

(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4 接続申込者は、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-4の光回線設備接続申込書により、光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続する旨の申込み(接続を予定する光信号端末回線又は光信号局内伝送路の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期(その申込みの日から6ヶ月以内の日であることを要します。)の指定を含みます。光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みには、光信号分岐端末回線接続工事の申込みを含み、協定事業者が要望する場合にあっては、光屋内配線工事の申込み、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事の申込み及び光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日(1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの)とします。以下同じとします。)昼間に実施する旨の申込みを含みます。)を行う

回線設備接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

- 2 当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあった場合において、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(「光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。)と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であって、利用者の建物の光成端盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内(既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。))とし、利用者の建物の光成端盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合にはその時期に光信号端末回線を提供できないことがあります。以下この条において同じとします。)に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。
- 3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。
- 4～6 (略)
- 7 当社は、第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みがあった場合において、第34条の2第2項各号に該当しない(「光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。)と判断したときは、その接続の申込みを承諾し、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めます。  
ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期(接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。)を書面により回答します。
- 8 第2項又は第7項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により第34条の2第4項各号のいずれかに掲げる理由(「光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」又は「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。)を通知します。
- 9～10 (略)

ことを要します。当社は、光回線設備接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

点線下線部分は、西相制第93号により申請中の内容です。

- 2 当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあった場合において、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。)と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であって、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内(当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。))とし、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。以下この条において同じとします。)に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。
- 3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。
- 4～6 (略)
- 7 当社は、第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みがあった場合において、第34条の2第2項各号に該当しない(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。)と判断したときは、その接続の申込みを承諾し、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めます。  
ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期(接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。)を書面により回答します。
- 8 第2項又は第7項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により第34条の2第4項各号のいずれかに掲げる理由(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」又は「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。)を通知します。
- 9～10 (略)

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)

第34条の5 当社が第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第4項第1号又は第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 (略)

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)

第34条の5 当社が第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第4項第1号又は第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 (略)

(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第34条の7 接続申込者は、当社の特別光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書により特別光信号中継回線についての調査及び接続の申込み(接続を予定する特別光信号中継回線の利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、様式第15-3の設備建設申込書による分波光変換装置の設置又は改修の申込みを併せて行うことを要するものとし、当社は、その線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、線路設備調査及び接続申込みの受け付けとします。また、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項に規定する調査の申込み及び分波光変換装置の設置又は改修の申込みがあった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、これらの申込みの到達した日から6週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線の提供可能時期を別表3(様式)様式第7-3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込みの承諾とします。この場合において、当社はその回答内容に従って未利用波長を保留します。ただし、その回答を当社が行った後に第5号の規定に該当することとなった場合には、その接続申込者が前項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなすこととします。

(1) 接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線の非現用波長がないこと(接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線について、非現用波長は存在するものの、その全てについて既に利用予定がある場合を含みます。)

(2) 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあること(波長分割多重装置の更改又は廃止に支障を及ぼすおそれがあることを含みます。)

(3) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあること。

(4) 第22条(接続申込みの承諾)第1項第3号又は第4号の規定に該当すること。

(5) 前項に規定する申込みに併せて行われた第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する分波光変換装置の設置又は改修の申込みが第25条(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)第1項第1号又は第3号のいずれかに該当し不承諾となること。

3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から6週間を超えて回答する場合があります。

4 第2項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線を提供できないとき又は接続開始希望時期までに提供できないときは、当社が、書面により次の各号のいずれかに掲げる理由を通知します。

(1) 第2項各号のいずれかに該当するため提供できないこと

(2) 提供可能時期までの期間が接続開始希望時期までの期間を超えるため接続開始希望時期までに提供できないこと

5 接続申込者は、第1項に規定する申込みに併せて行われた分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る当社からの完成通知に記載した期日と、第2項に規定する回答を当社が行った日から12ヶ月が経過する日の

いずれか早い日をもって、特別光信号中継回線の利用を開始したものとみなします。

6 当社が第2項に規定する回答を行った後に、接続申込者が第1項に規定する接続の申込みを撤回したとき(第2項の規定により接続の申込みを撤回したものとみなすときを含みます。 )は、当社は、第2項に定める未利用波長の保留を解除します。この場合において、当社はその保留を解除した日をもって、当該申込みと併せて行われた分波光変換装置の設置又は改修の申込みについて第27条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第3項の規定に基づく中止の申込みがあったものとみなします。

(一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)

第34条の8 当社は、協定事業者が指定する利用区間において現に利用している一般光信号中継回線の異経路構成等に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該協定事業者とあらかじめ協議して決定するものとします。

(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)

第34条の9 当社は、接続申込者が指定する利用区間において異経路構成等による一般光信号中継回線の提供可否に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該接続申込者とあらかじめ協議して決定するものとします。

2 当社は、前項に規定する協議が調い、接続申込者が前項に規定する調査の請求と併せて異経路構成等による一般光信号中継回線の接続の申込み(第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項に規定するものとします。以下この項において同じとします。)を行った場合には、前項に規定する調査結果の回答(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供が可能である旨の回答の場合に限るものとし、第34条の2第2項に規定する提供可能時期に係る回答を含むものとします。)をもって、その接続の申込みを承諾するものとします。この場合において、当社は、接続する一般光信号中継回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

3 当社が前項に規定する回答(第34条の2第2項に規定する回答を含みます。)を行った後の異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る手続きについては、第34条の3(一般光信号中継回線の接続)第1項から第4項の規定によるものとします。

(支障移転等を行う場合の取扱い)

第34条の10 前2条に規定する調査結果は調査を実施した時点での情報となります。したがって、調査実施後の支障移転等により一般光信号中継回線の敷設状況が変動し、第34条の8(一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)の規定に基づき確認された一般光信号中継回線の異経路構成等が維持できないことがあり、また、前条第3項の規定に基づく一般光信号中継回線の提供に係る手続きを行った場合であっても、異経路構成等により一般光信号中継回線を提供できない場合があります。なお、当社は、前2条の規定に基づき調査を行った一般光信号中継回線のうち現に接続しているものについて支障移転等を行う場合には、その調査を請求した接続申込者に対してあらかじめ支障移転等に係る情報を通知するものとします。

(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改)

第36条 当社は、次の各号に規定するところにより、個別管理対象設備(料金表第1表第2(網改造料)1-1表に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアであって、同表中第47欄の伝送路設備利用機能に係る電気通信設備(伝送装置を除きます。 )又はソフトウェア以外のものをいいます。以下同じとします。 )又は光信号伝送装置、光信号電気信号変換装置若しくは波長分割多重装置を更改(別表1(接続により提供する機能)に掲げる機能に係る既存の電気通信設備又はソフトウェアに代えて、当該機能に係る新たな電気通信設備又は

(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改)

第36条 当社は、次の各号に規定するところにより、個別管理対象設備(料金表第1表第2(網改造料)1-1表に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアであって、同表中第47欄の伝送路設備利用機能に係る電気通信設備(伝送装置を除きます。 )又はソフトウェア以外のものをいいます。以下同じとします。 )又は光信号伝送装置若しくは光信号電気信号変換装置を更改(別表1(接続により提供する機能)に掲げる機能に係る既存の電気通信設備又はソフトウェアに代えて、当該機能に係る新たな電気通信設備又はソフトウェアを設置若

しくは改修又は開発して利用開始することをいいます。以下同じとします。)します。

- (1) (略)
- (2) その個別管理対象設備が法定耐用年数を経過しているとき又は光信号伝送装置若しくは光信号電気信号変換装置を更改するときは、更改の1年前に協定事業者に書面により通知します。この場合において、協定事業者と協議の上、当該個別管理対象設備の費用負担の方法等について決定します。

(一括申込み)

第37条の5 接続申込者は、当社に対し、次の各号の規定における複数の申込みについて、一体として利用するものとしての取扱いを求めること(以下「一括申込み」といいます。)ができます。この場合において、当社は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項又は第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項の規定により、各申込みに対する提供の可否を判断するものとし、その複数の申込みの全てが提供可能であるときには各申込みに対するその旨の回答を、提供できないものが含まれるときには全てが提供できない旨の回答を、一括して行います。

(1)～(4) (略)

2～3 (略)

(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2(事前照会)第3項、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項、第13条(事前調査の回答)第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項、第3項若しくは第7項、第36条の3(個別管理対象設備の除却又は転用)第3項、第95条の4(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)第1項、第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)又は第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の場合に準用します。

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

(1)～(2) (略)

- (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくはエ欄若しくは第4欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくはエ欄(端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄ア欄を含みます。))又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

- 2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)若しくはエ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端

ソフトウェアを設置若しくは改修又は開発して利用開始することをいいます。以下同じとします。)します。

- (1) (略)
- (2) その個別管理対象設備が法定耐用年数を経過しているとき又は光信号伝送装置、光信号電気信号変換装置若しくは波長分割多重装置を更改するときは、更改の1年前に協定事業者に書面により通知します。この場合において、協定事業者と協議の上、当該個別管理対象設備の費用負担の方法等について決定します。

2 前項の規定により当社が波長分割多重装置を更改するときは、当社は当該装置に収容される分波光変換装置について、次条第1項に規定する利用中止の申込み(当該波長分割多重装置の更改と同時に分波光変換装置を利用中止する旨の内容であるものとします。)があったものとみなします。

(一括申込み)

第37条の5 接続申込者は、当社に対し、次の各号の規定における複数の申込みについて、一体として利用するものとしての取扱いを求めること(以下「一括申込み」といいます。)ができます。この場合において、当社は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項の規定により、各申込みに対する提供の可否を判断するものとし、その複数の申込みの全てが提供可能であるときには各申込みに対するその旨の回答を、提供できないものが含まれるときには全てが提供できない旨の回答を、一括して行います。

(1)～(4) (略)

2～3 (略)

(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2(事前照会)第3項、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項、第13条(事前調査の回答)第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項、第3項若しくは第7項、第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第36条の3(個別管理対象設備の除却又は転用)第3項、第95条の4(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)第1項、第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)又は第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の場合に準用します。

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

(1)～(2) (略)

- (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくはエ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくはエ欄(端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄ア欄を含みます。))又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

- 2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)若しくはエ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重

末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄、第6欄及び第8欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

3-4 (略)

(工事費の支払義務)

第67条 (略)

2 (略)

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要しません。

(1)~(14) (略)

(15) その協定事業者がDSL回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄に係るものに限ります。)、端末回線伝送機能2-1-1-1第5欄又は第7欄に係る回線(以下「端末回線伝送機能の回線」といいます。)の設置(端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄に係る回線にあっては、料金額の変更がある場合を含みます。)の申込みの承諾を受けたとき。

(16)~(20) (略)

(21) その協定事業者が、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)に規定する光信号中継回線に関する情報の提供を受けたとき。

(22)~(31) (略)

(光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金)

第78条の2 接続申込者が、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する回答を当社が行った日からその接続を開始するまでの間に、同条第1項に規定する接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第34条の3(光信号中継回線の接続)第2項又は第4項の規定により第34条の2第1項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)、接続申込者は当社に対して、別表4(違約金)第1(光信号中継回線の接続の手続きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

2-3 (略)

機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄、第6欄及び第8欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

3-4 (略)

(工事費の支払義務)

第67条 (略)

2 (略)

3 協定事業者からの申込みにより光屋内配線に係る工事を行うために当社が当社の係員を派遣したものの、利用者の不在等によりその工事を行うことができなかった場合には、協定事業者は当社にその派遣に要した費用を支払うことを要します。この場合において、その費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要しません。

(1)~(14) (略)

(15) その協定事業者がDSL回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄に係るものに限ります。)、端末回線伝送機能2-1-1-1第5欄若しくは第7欄に係る回線(以下「端末回線伝送機能の回線」といいます。))又は下部端末回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第4-2欄に係るものに限ります。))の設置(端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄に係る回線にあっては、料金額の変更がある場合を含みます。))の申込みの承諾を受けたとき。

(16)~(20) (略)

(21) その協定事業者が、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)、第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)、第34条の8(一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)又は第34条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)に規定する光信号中継回線に関する情報の提供を受けたとき。

(22)~(31) (略)

(一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金)

第78条の2 接続申込者が、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する回答を当社が行った日からその接続を開始するまでの間に、同条第1項に規定する接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込み又は保留要望の一部を撤回した場合及び第34条の3(一般光信号中継回線の接続)第2項又は第4項の規定により第34条の2第1項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。))は、接続申込者は当社に対して、別表4(違約金)第1(一般光信号中継回線の接続の手続きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。))に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

2-3 (略)

(DSL回線等に係る情報の提供)

第99条の3 (略)

2 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、き線点情報(き線点(当社のメトリックケーブルを地下配線区間から地上配線区間に引き上げる地点であって、当社が定めるメトリックケーブルに係る配線区域(以下「メトリック配線区域」といいます。))における配線の起点となる点をいいます。以下同じとします。))の位置、電柱番号及びメトリック配線区域の範囲に係る情報並びにき線点換算線路長(当社のメトリック加入者線を収容する通信用建物から当社のメトリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までの間のメトリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。))の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報(情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを除きます。)を回答します。

3～4 (略)

(様式)

第99条の5 (略)

2 第34条の3(光信号中継回線の接続)第5項に規定する当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合の手続きについては、別表3(様式)第7-2、第7-3及び第7-4の規定を適用するものとします。

(光回線設備等に係る情報の提供)

第99条の6 (略)

(1) (略)

(2) 協定事業者が指定する利用区間に係る光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数

2～3 (略)

4 当社は、接続申込者から、第10条の2(事前照会)第3項若しくは第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する回答又は第99条の7(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)第1項第3号の規定に基づき提供する情報において光信号中継回線の未利用芯線がないとされた区間について、代替区間等に関する情報(他の区間の光信号中継回線との接続等の代替手段について当社が検討した結果に係る情報をいいます。)の提供を求められた場合は、その情報を回答します。

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の7 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 各区間における光信号中継回線の全芯線数及び未利用芯線数(芯線数は範囲で提供します。)並びに区間距離

(4)～(6) (略)

2 当社は、光信号中継回線が敷設されている区間のうち未利用芯線がない区間において新たに未利用芯線が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

(DSL回線等に係る情報の提供)

第99条の3 (略)

2 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、き線点情報(き線点の位置、電柱番号及びメトリック配線区域の範囲に係る情報並びにき線点換算線路長(当社のメトリック加入者線を収容する通信用建物から当社のメトリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までの間のメトリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。))の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報(情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを除きます。)を回答します。

3～4 (略)

(様式)

第99条の5 (略)

2 第34条の3(一般光信号中継回線の接続)第5項に規定する当社の一般光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合の手続きについては、別表3(様式)第7-2、第7-3及び第7-4の規定を適用するものとします。

(光回線設備等に係る情報の提供)

第99条の6 (略)

(1) (略)

(2) 協定事業者が指定する利用区間に係る光回線設備(光信号分岐端末回線及び特別光信号中継回線を除きます。)の経過年数

2～3 (略)

4 当社は、接続申込者から、第10条の2(事前照会)第3項若しくは第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する回答又は第99条の7(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)第1項第3号の規定に基づき提供する情報において一般光信号中継回線の未利用芯線がないとされた区間について、代替区間等に関する情報(他の区間の一般光信号中継回線との接続等の代替手段について当社が検討した結果に係る情報をいいます。)の提供を求められた場合は、その情報を回答します。

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の7 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 各区間における一般光信号中継回線の全芯線数及び未利用芯線数(芯線数は範囲で提供します。)並びに区間距離

(4)～(6) (略)

(7) 一般光信号中継回線の未利用芯線がない区間の両端において対向する波長分割多重装置の設置の有無

2 当社は、一般光信号中継回線が敷設されている区間のうち未利用芯線がない区間において新たに未利用芯線が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>2 (料金額) 2 - 1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 利用者の建物内に既に設置された当社の屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2 - 1 - 1 - 1 第6欄ア欄又は2 - 1 - 1 - 2 第2欄ア欄に掲げる料金額に2 - 1 - 2 第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>カ～ツ (略)</p>
(9)～(10) (略)	(略)
(10) - 2 光信号中継伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 光信号中継伝送機能の料金については、光信号中継伝送機能を利用する区間の距離に2 (料金額) 2 - 5 - 3 - 1 に掲げる料金額を乗じて適用します。この場合において、光信号中継伝送機能を利用する区間の距離は光信号中継回線のケーブルの長さにより算出します。</p> <p>イ 光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に依りて、2 (料金額) 2 - 5 - 3 - 1 について上記アを適用して算出した料金額に2 - 5 - 3 - 2 第1欄に掲げる料金額及び第2欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離に第2欄に掲げる料金額を乗じた額(第1欄と同時に適用する場合に限り、)を加えた額を適用します。ただし、2の光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合並びに光信号中継回線及び光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2 - 5 - 3 - 2 に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(10) - 3～(31) (略)	(略)

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>2 (料金額) 2 - 1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 利用者の建物内の当社の屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2 - 1 - 1 - 1 第6欄ア欄又は2 - 1 - 1 - 2 第2欄ア欄に掲げる料金額に2 - 1 - 2 第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2 - 1 - 2 第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>カ～ツ (略)</p> <p>テ 協定事業者が、2 - 1 - 1 - 1 第4 - 2欄に係る機能を利用するときは、<u>当社は、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1 - 4欄において接続を行うために新たに設置するケーブルに係る工事の内容等について協定事業者と事前に協議するものとし、協定事業者は、当該機能に係る料金額とは別に、当該ケーブルに係る費用の支払いを要します。</u></p>
(9)～(10) (略)	(略)
(10) - 2 光信号中継伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 一般光信号中継伝送機能に係る基本料については、<u>一般光信号中継伝送機能を利用する区間の距離に2 (料金額) 2 - 5 - 3 - 1 に掲げる料金額を乗じて適用します。この場合において、一般光信号中継伝送機能を利用する区間の距離は一般光信号中継回線のケーブルの長さにより算出します。</u></p> <p>イ 特別光信号中継伝送機能に係る基本料の算定に用いる利用波長数は、<u>当該機能を利用する前月末時点のものとし、また、利用波長数が変動したときには、その事業年度末において必要な精算を行うものとし、</u></p> <p>ウ 光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に依りて、2 (料金額) 2 - 5 - 3 - 1 について上記アを適用して算出した料金額又は2 - 5 - 3 - 2 に規定する料金額に2 - 5 - 3 - 3 第1欄に掲げる料金額及び第2欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離に第2欄に掲げる料金額を乗じた額(第1欄と同時に適用する場合に限り、)を加えた額を適用します。ただし、2の光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合並びに光信号中継回線及び光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2 - 5 - 3 - 3 に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(10) - 3～(31) (略)	(略)

- 2 料金額  
 2 - 1 端末回線伝送機能  
 2 - 1 - 1 基本額  
 2 - 1 - 1 - 1 基本料

区分		単位	料金額	備考
(1)~(4) (略)		(略)	(略)	(略)
(5)~(8) (略)		(略)	(略)	(略)

2 - 1 - 2 加算額

区分	料金額	備考
(1) (略)		
(2) 当社が利用者の建物内に設置する屋内配線を利用する場合の加算額	専用サービス契約約款の高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/s用の場合の屋内配線専用料を2で除した額を適用します。	—

- 2 料金額  
 2 - 1 端末回線伝送機能  
 2 - 1 - 1 基本額  
 2 - 1 - 1 - 1 基本料

区分			単位	料金額	備考
(1)~(4) (略)			(略)	(略)	(略)
(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	892円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	892円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	919円	
(5)~(8) (略)			(略)	(略)	(略)

2 - 1 - 2 加算額

区分	料金額	備考
(1) (略)		
(2) 当社の屋内配線を利用する場合の加算額	ア 既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用する場合	専用サービス契約約款の高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/s用の場合の屋内配線専用料を2で除した額を適用します。
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)に限り(ア)を適用して利用する場合	
	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	184円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	194円
	(ウ) (ア)(イ)以外のもの	199円

- 2 - 5 中継伝送機能
- 2 - 5 - 1 ~ 2 - 5 - 2 の 2 (略)
- 2 - 5 - 3 光信号中継伝送機能
- 2 - 5 - 3 - 1 基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
光信号中継伝送機能	光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	(略)	—
		(略)	

- 2 - 5 中継伝送機能
- 2 - 5 - 1 ~ 2 - 5 - 2 の 2 (略)
- 2 - 5 - 3 光信号中継伝送機能
- 2 - 5 - 3 - 1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	(略)	—
		(略)	

2 - 5 - 3 - 2 特別光信号中継伝送機能に係る基本料

1波長ごとに月額

区 分	料金額	備 考
特別光信号中継伝送機能	<p>特別光信号中継伝送機能に係る基本料については、次の算出式により、波長分割多重回線(特別光信号中継回線から波長分割多重装置を除いた部分)をいいます。以下同じとします。)に係る利用区間ごとの料金額を算定し、それらの料金額を合計して適用します。</p> $\begin{matrix} \text{波長分割多重回線に係る利用区間ごとの料金額} \\ = \\ \frac{\begin{matrix} \text{波長分割多重回線の利用料} \times \text{波長分割多重回線の距離} \times \text{波長分割多重回線の回線数} + \text{波長分割多重装置に係る費用} \end{matrix}}{\text{波長分割多重回線に係る利用区間ごとの利用波長数}} \end{matrix}$ <p>ア 波長分割多重回線の利用料は、2 - 5 - 3 - 1 (一般光信号中継伝送機能に係る基本料)に規定する料金額を準用するものとし、波長分割多重回線の距離は、そのケーブルの長さにより算出します。</p> <p>イ 波長分割多重装置に係る費用は、第2(網改造料)2(料金額)2 - 1(算出式)に規定する算出式を用いて算定するものとします。</p> <p>ウ 利用波長数には、第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第5項の規定により利用を開始したものとみなす特別光信号中継回線に係る波長数を含むものとします。</p>	—

2 - 5 - 3 - 2 加算料

区 分	単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) (略)	(略)	—
	(2) (略)	(略)	

2 - 5 - 3 - 3 加算料

区 分	単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) (略)	(略)	—
	(2) (略)	(略)	

## 2 - 11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) 光回線設備管理機能	(略)	1回線ごとに月額	(略)	—
(16)～(17) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(18)～(23) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

## 第2 網改造料

## 1 - 1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(60) (略)	(略)	(略)

## 2 - 11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) 光回線設備管理機能	(略)	1回線又は1波長ごとに月額	(略)	—
(16)～(17) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	58円	—
(18)～(23) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

## 第2 網改造料

## 1 - 1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(60) (略)	(略)	(略)
(62) 波長分割多重装置との接続に係るインタフェース機能	分波光変換装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	—

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1)~(26) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27) 構内伝送路 設備設置工事 費	利用者の建物構内に光信号端末回線と 接続される屋内配線を設置する工事に 要する費用	1工事ごと に	専用サービ ス契約約款 に規定する 工事費に相 当する額	—
(28) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(29) 光回線設備 収容替工事費	当社が別に定める伝送品 質を満たしている場合に おいて、協定事業者の要 望により光回線設備の芯 線を芯線毎に切替する工 事に要する費用	ア(略)	(略)	(略)
		イ 光信号 中継回 線の場合	(略)	(略)
(30) 光回線設備 接続モジュール 取替工事費	光回線設備の提供開始後 において、協定事業者の 要望により光回線設備接 続モジュールを取替する 工事に要する費用	ア(略)	(略)	(略)
		イ 光信号 中継回 線の場合	(略)	(略)
(31)~(37) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1)~(26) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27) 構内伝送路 設備設置工事 費	既に設置された当社の屋内配線を光信 号端末回線と一体として利用するため に加工又は延長する工事(第27-2欄 イ欄を適用する工事を除きます。)に要 する費用	1工事ごと に	専用サービ ス契約約款 に規定する 工事費に相 当する額	—
(27)-2 光屋内配 線工事費	光信号分岐 端末回線と 一体として当 社の屋内配 線(主として 一戸建ての 建物に設置 される形態 により設置 されるもの に限ります 。)を設置等 する工事に 要する費用	ア 屋内配線を設置す る場合	1工 事ご とに	平日 昼間 18,703円
			1工 事ご とに	土日 祝日 昼間 21,773円
		イ アを適用する工事に より設置した屋内配 線を利用する協定事 業者からの申込み に基づきその屋内配 線を加工する場合	1工 事ご とに	平日 昼間 12,167円
			1工 事ご とに	土日 祝日 昼間 14,614円
(28) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(29) 光回線設備 収容替工事費	当社が別に定める伝送品 質を満たしている場合に おいて、協定事業者の要 望により光回線設備の芯 線を芯線毎に切替する工 事に要する費用	ア(略)	(略)	(略)
		イ 一般光 信号中 継回線 の場合	(略)	(略)
(30) 光回線設備 接続モジュール 取替工事費	光回線設備の提供開始後 において、協定事業者の 要望により光回線設備接 続モジュールを取替する 工事に要する費用	ア(略)	(略)	(略)
		イ 一般光 信号中 継回線 の場合	(略)	(略)
(31)~(37) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)~(15) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(16) 光回線設備設置手続費	協定事業者が、光回線設備(料金表第1表第1(網使用料)2-1-1-1第6欄ア欄又は2-5-3に規定する機能に限り、)を設置する場合に要する費用	1 回 線 ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	—
(17)~(18)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(19)~(21)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 光信号中継回線に係る情報調査費	接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期及び接続申込者が線路設備調査及び接続申込書に指定した事項について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第9号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	(略)	(略)	(略)
(23)~(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)~(5)	(略)	(略)	(略)
(6) 光信号中継回線に係る代替区間等情報調査費	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第4項の規定により、代替区間等の情報を提供する場合に要する費用	1件ごとに	—
(7)~(9)	(略)	(略)	(略)

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)~(15) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(16) 光回線設備設置手続費	協定事業者が、光回線設備(料金表第1表第1(網使用料)2-1-1-1第6欄ア欄又は2-5-3に規定する機能に限り、)を設置する場合に要する費用	1 回 線 又は 1 波長ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	—
(17)~(18) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(18)-2 下部端末回線設置手続費	協定事業者が、下部端末回線を設置する場合に要する費用	1 回 線 ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	—
(19)~(21)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用	(略)	(略)	(略)
(23)~(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)~(5)	(略)	(略)	(略)
(6) 一般光信号中継回線に係る代替区間等情報調査費	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第4項の規定により、代替区間等の情報を提供する場合に要する費用	1件ごとに	—
(7)~(9)	(略)	(略)	(略)
(11) 特別光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第10号又は第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用	1件ごとに	—
(12) 異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る情報調査費	第34条の8(一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)又は第34条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用	1件ごとに	—

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 適用

区分	内容
(1) 光信号引込等設備維持負担額の適用	2(負担額)第1欄に掲げる負担額については、協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了した場合において、当社がその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を維持等するときに適用します。この場合において、利用者の建物内に既に設置された当社の屋内配線と光信号引込等設備を一体として維持等するときは、2(負担額)第1欄に掲げる負担額に料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(2) (略)	(略)

2 (略)

第2 (略)

別表3 様式

様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等)  
氏名 印

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所、光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等について事前照会を申し込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所、光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等	提供を希望する情報

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることとします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 第10条の2第2項第4号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙1に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第8号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙2に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第9号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙3に記載し添付すること。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 適用

区分	内容
(1) 光信号引込等設備維持負担額の適用	2(負担額)第1欄に掲げる負担額については、協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了した場合において、当社がその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を維持等するときに適用します。
(2) (略)	(略)

2 (略)

第2 (略)

別表3 様式

様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等)  
氏名 印

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所、光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等について事前照会を申し込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所、光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等	提供を希望する情報

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることとします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 第10条の2第2項第4号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙1に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第8号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙2に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第9号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙3に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第10号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙4に記載し添付すること。

様式第1別紙3

事前照会内容(光信号中継回線)

No	ル ト ド	区間		調査希望芯 線数	光回線設備接 続モジュールにお けるフィルタ利用 の有無	接続開始希望 時期	備考
		当社の 通信用 建物名	当社の 通信用 建物名				
		~					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第1別紙3

事前照会内容(一般光信号中継回線)

No	ル ト ド	区間		調査希望芯 線数	光回線設備接 続モジュールにお けるフィルタ利用 の有無	接続開始希望 時期	備考
		当社の 通信用 建物名	当社の 通信用 建物名				
		~					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第1別紙4

事前照会内容(特別光信号中継回線)

No	区間	波長数 調査希望波長 数	インタフェース 種別	接続開始希望 時期	備考
	~				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2(第10条の2第3項関係)

事前照会回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることを要します。

注1 第10条の2(事前照会)第2項第4号に関する調査結果は、別紙1に記載し添付します。

2 第10条の2(事前照会)第2項第8号に関する調査結果は、別紙2に記載し添付します。

3 第10条の2(事前照会)第2項第9号に関する調査結果は、別紙3に記載し添付します。

様式第2(第10条の2第3項関係)

事前照会回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることを要します。

注1 第10条の2(事前照会)第2項第4号に関する調査結果は、別紙1に記載し添付します。

2 第10条の2(事前照会)第2項第8号に関する調査結果は、別紙2に記載し添付します。

3 第10条の2(事前照会)第2項第9号に関する調査結果は、別紙3に記載し添付します。

4 第10条の2(事前照会)第2項第10号に関する調査結果は、別紙4に記載し添付します。

事前照会回答(光信号中継回線)

No	モード	調査実施結果											記事					
		接続開始希望時期での提供		区間			芯線数		提供可能時期	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無		距離		ファイバ種別	伝送損失			
				当社	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別										当社	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。  
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。  
 4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

事前照会回答(一般光信号中継回線)

No	モード	調査実施結果											記事					
		接続開始希望時期での提供		区間			芯線数		提供可能時期	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無		距離		ファイバ種別	伝送損失			
				当社	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別										当社	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。  
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。  
 4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

事前照会回答(特別光信号中継回線)

No	調査実施結果											記事				
	接続開始希望時期での提供		区間			波長数		提供可能時期	インタフェース種別	概算額						
			当社	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別						当社		光主配線盤設置フロア	コネクタ種別		
															可否	理由

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
- 3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-2(第34条の2第1項関係)

線路設備調査及び接続申込書(光信号中継回線)

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等)  
氏名

貴社接続約款第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査及び接続を申し込みます。

1. 調査内容

調査する線路設備の概要	
接続を希望する設備の条件等	合計 区間 芯
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
記事	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 第37条の5(一括申込み)第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

様式第7-2別紙

線路設備調査内容(光信号中継回線)

No	ル - ト - ド	区間		利用 希望 芯線 数	光回線設 備接続モ ジュールに おけるフ ィルタ利用 の有無	接続開始希望 時期	備考
		当 社 の 通 信 建 物 名	当 社 の 通 信 建 物 名				
		~					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-2(第34条の2第1項及び第34条の7第1項関係)

線路設備調査及び接続申込書(光信号中継回線)

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等)  
氏名

貴社接続約款第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項 / 貴社接続約款第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査及び接続を申し込みます。

1. 調査内容

調査する線路設備の概要	
接続を希望する設備の条件等	合計 区間 芯/波長
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
記事	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 第37条の5(一括申込み)第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

様式第7-2別紙1

線路設備調査内容(一般光信号中継回線)

No	ル - ト - ド	区間		利用 希望 芯線 数	光回線設 備接続モ ジュールに おけるフ ィルタ利用 の有無	接続開始希望 時期	備考
		当 社 の 通 信 建 物 名	当 社 の 通 信 建 物 名				
		~					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7 - 2別紙2

線路設備調査内容(特別光信号中継回線)

No	区間		利用希望波長数	インタフェース種別	接続開始希望時期	備考
	当社の通信用建物名	当社の通信用建物名				
	~					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 本調査申込みと併せて行われる分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る文書番号等を波長ごとに備考欄に記入すること。

様式第7 - 3(第34条の2第2項関係)

線路設備調査回答書(光信号中継回線)

第 号  
年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号にて線路設備調査及び接続の申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果	合計 区間 芯
調査費用	円(消費税については別途申し受けます)
その他	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 線路設備調査結果は、別紙に記載し添付します。

様式第7 - 3(第34条の2第2項及び第34条の7第2項関係)

線路設備調査回答書(光信号中継回線)

第 号  
年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号にて線路設備調査及び接続の申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果	合計 区間 芯/波長
調査費用	円(消費税については別途申し受けます)
その他	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 線路設備調査結果は、別紙に記載し添付します。

様式第7-3別紙

線路設備調査結果(光信号中継回線)

No	ル ー ト ー ド	調査実施結果											記事					
		接続開始希望時期での提供		区間					芯線数		提供可能時期	光回線接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無		距離	ファイバ種別	伝送損失		
				当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア									コネクタ種別	
																		可否

様式第7-3別紙1

線路設備調査結果(一般光信号中継回線)

No	ル ー ト ー ド	調査実施結果											記事					
		接続開始希望時期での提供		区間					芯線数		提供可能時期	光回線接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無		距離	ファイバ種別	伝送損失		
				当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア									コネクタ種別	
																		可否

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。  
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。  
 4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。  
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。  
 4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

様式第7-3別紙2

線路設備調査結果(特別光信号中継回線)

No	調査実施結果											記事					
	接続開始希望時期での提供		区間					波長数		提供可能時期	インタフェース種別		概算額				
			当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	利用希望波長数					提供可能波長数			
															可否	理由	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。

3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-5(第34条の3第1項関係)

接続開始時期通知書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等)  
氏名  印

貴社接続約款第34条の3(光信号中継回線の接続)第1項の規定により、弊社線路設備調査及び接続申込書(年月日付け第号)について、別紙のとおり接続開始日を通知します。

連絡先  
(担当者氏名、電話番号)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-5(第34条の3第1項関係)

接続開始時期通知書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等)  
氏名  印

貴社接続約款第34条の3(一般光信号中継回線の接続)第1項の規定により、弊社線路設備調査及び接続申込書(年月日付け第号)について、別紙のとおり接続開始日を通知します。

連絡先  
(担当者氏名、電話番号)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第15-3(第24条第1項第5号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書  
(分波光変換装置と接続する事業者用)

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等)  
氏名  印

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第5号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 別紙として、接続ビル名、区間ごとの接続開始要望時期、分波光変換装置のインタフェース種別について記載した資料を添付すること。

3 本申込みと併せて行われる線路設備調査及び接続申込みに係る文書番号等及び様式第7-2別紙2に記載される番号を波長ごとに記入すること。

様式第 15 - 3 (第 24 条第 1 項第 5 号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書  
(固定無線通信網終端装置と接続する事業者用)

西日本電信電話株式会社

殿

第 号  
年 月 日

所属(法人名等)  
氏名 印

貴社接続約款第 24 条(申込みに必要な資料の提出)第 1 項第 5 号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 別紙として、固定無線基地局の設置場所を特定する場合にはその設置場所(その設置場所に係る地権者に関する情報を記入することを要します。)及び接続開始要望時期を、固定無線基地局の設置場所を特定しない場合には接続要望エリア(町丁目で指定することを要します。)、固定無線基地局の数量及び固定無線基地局ごとの接続開始要望時期を、それぞれ記載した資料を添付すること。

様式第 24 - 2 (第 37 条の 5 第 2 項関係)

一括申込書

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社

殿

第 号  
年 月 日

所属(法人名等)  
氏名 印

貴社接続約款第 37 条の 5 (一括申込み) 第 2 項の規定により、一括申込みを行います。

記

1. 申込内容

一括申込みの対象とする申込み	別紙のとおり
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

2. 費用

一括申込みの取扱いに要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 24 - 2 別紙

一括申込みの対象とする申込みの申込番号

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 15 - 4 (第 24 条第 1 項第 6 号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書  
(固定無線通信網終端装置と接続する事業者用)

西日本電信電話株式会社

殿

第 号  
年 月 日

所属(法人名等)  
氏名 印

貴社接続約款第 24 条(申込みに必要な資料の提出)第 1 項第 5 号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 別紙として、固定無線基地局の設置場所を特定する場合にはその設置場所(その設置場所に係る地権者に関する情報を記入することを要します。)及び接続開始要望時期を、固定無線基地局の設置場所を特定しない場合には接続要望エリア(町丁目で指定することを要します。)、固定無線基地局の数量及び固定無線基地局ごとの接続開始要望時期を、それぞれ記載した資料を添付すること。

様式第 24 - 2 (第 37 条の 5 第 2 項関係)

一括申込書

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社

殿

第 号  
年 月 日

所属(法人名等)  
氏名 印

貴社接続約款第 37 条の 5 (一括申込み) 第 2 項の規定により、一括申込みを行います。

記

1. 申込内容

一括申込みの対象とする申込み	別紙のとおり
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

2. 費用

一括申込みの取扱いに要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 24 - 2 別紙

一括申込みの対象とする申込みの申込番号

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 第 10 条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項に規定する相互接続点の調査の申込み又は第 34 条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項に規定する線路設備調査の申込みにあたって当社が付与した申込番号を記入すること。

様式第 24 - 3 (第 37 条の5第3項関係)

一括申込みに係る回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号により申し込まれた一括申込みについて、下記のとおり回答いたします。

記

一括申込みに係る回答の内容(提供の可否)	
一括申込みの取扱いに係る手数料	

注1 一括申込みに係る回答の内容が提供できない旨のものである場合は、この回答をもって第 10 条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第7項又は第 34 条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第4項に規定する理由の通知を行ったものとします。  
2 一括申込みの対象とする各申込みに対する上記以外の回答内容(調査費用を含みます。)については、様式第4又は様式第7-3によるものとします。

別表4 違約金

第1 光信号中継回線の接続の手續きに係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第 78 条の2(光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)第1項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	第 34 条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する回答を当社が行った日から接続の申込みを撤回した日までの間の光信号中継伝送機能に係る料金額に相当する額

第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第 78 条の2(光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(略)

2 第 10 条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項に規定する相互接続点の調査の申込み又は第 34 条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項に規定する線路設備調査の申込みにあたって当社が付与した申込番号を記入すること。

様式第 24 - 3 (第 37 条の5第3項関係)

一括申込みに係る回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号により申し込まれた一括申込みについて、下記のとおり回答いたします。

記

一括申込みに係る回答の内容(提供の可否)	
一括申込みの取扱いに係る手数料	

注1 一括申込みに係る回答の内容が提供できない旨のものである場合は、この回答をもって第 10 条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第7項又は第 34 条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第4項に規定する理由の通知を行ったものとします。  
2 一括申込みの対象とする各申込みに対する上記以外の回答内容(調査費用を含みます。)については、様式第4又は様式第7-3によるものとします。

別表4 違約金

第1 一般光信号中継回線の接続の手續きに係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第 78 条の2(一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)第1項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	第 34 条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する回答を当社が行った日から接続の申込みを撤回した日までの間の一般光信号中継伝送機能に係る料金額に相当する額

第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第 78 条の2(一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(略)

第3 光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第78条の2(光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(略)

第3 光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第78条の2(一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(略)

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施後は、その実施前から締結している協定において「料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-5(中継伝送機能)2-5-3(光信号中継伝送機能)2-5-3-1(基本料)」が規定されている場合には、「料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-5(中継伝送機能)2-5-3(光信号中継伝送機能)2-5-3-1(一般光信号中継伝送機能に係る基本料)」と、「料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-5(中継伝送機能)2-5-3(光信号中継伝送機能)2-5-3-2(加算料)」が規定されている場合には、「料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-5(中継伝送機能)2-5-3(光信号中継伝送機能)2-5-3-3(加算料)」と、それぞれ読み替えて適用することとします。

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>技術的条件集</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 形態別技術的条件 第1節 形態1-1 ~ 第4節の4 形態1-7 (略)</p> <p>第5節 形態2 ~ 第25節 形態13 (略)</p> <p>第26節 形態14 ~ 第31節 形態19 (略)</p> <p>技術的条件集別表 1 ~ 24.9 (略)</p> <p>25.1 ~ 25.2 (略)</p> <p>25.3 光信号回線接続インタフェース仕様(光信号中継回線用インタフェース)</p> <p>26 ~ 38 (略)</p>	<p>技術的条件集</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 形態別技術的条件 第1節 形態1-1 ~ 第4節の4 形態1-7 (略)</p> <p><u>第4節の5 形態1-8</u> <u>第16条の11 網構成</u> <u>第16条の12 インタフェース仕様</u> <u>第16条の13 その他接続に必要な事項</u></p> <p>第5節 形態2 ~ 第25節 形態13 (略)</p> <p><u>第25節の2 形態13-2</u> <u>第109条の2 網構成</u> <u>第109条の3 インタフェース仕様</u> <u>第109条の4 その他接続に必要な事項</u></p> <p>第26節 形態14 ~ 第31節 形態19 (略)</p> <p>技術的条件集別表 1 ~ 24.9 (略)</p> <p><u>24.10 DSLインタフェース仕様(FTTRインタフェース)</u> 25.1 ~ 25.2 (略)</p> <p>25.3 光信号回線接続インタフェース仕様(<u>一般光信号中継回線接続インタフェース</u>)</p> <p><u>25.4 光信号回線接続インタフェース仕様(特別光信号中継回線接続インタフェース)</u></p> <p>26 ~ 38 (略)</p>

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	(略)
(89) 光信号中継回線接続	光信号中継回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める中継光主配線盤の他事業者側端子において接続する形態
(略)	(略)
(91) 光信号中継回線接続インタフェース	協定事業者が光信号中継回線接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)
(106) 中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース	協定事業者が中継局イーサネットスイッチと接続する時に適用するインタフェース種別

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	(略)
(89) <u>一般</u> 光信号中継回線接続	<u>一般</u> 光信号中継回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める <u>一般</u> 中継光主配線盤の他事業者側端子において接続する形態
(略)	(略)
(91) <u>一般</u> 光信号中継回線接続インタフェース	協定事業者が <u>一般</u> 光信号中継回線接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)
(106) 中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース	協定事業者が中継局イーサネットスイッチと接続する時に適用するインタフェース種別
(107) き線点近傍の電柱等の端子盤接続	下部端末回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤の当社側端子において接続する形態
(108) き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース	協定事業者がき線点近傍の電柱等に設置される端子盤において接続する時に適用するインタフェース種別
(109) 特別光信号中継回線接続	特別光信号中継回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める特別中継光主配線盤の他事業者側端子において接続する形態
(110) 特別光信号中継回線接続インタフェース	協定事業者が特別光信号中継回線と接続する時に適用するインタフェース種別

(標準的な接続箇所と技術的条件)	
第2条 (略)	
標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(1) - 3 加入者光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第2章第24節に規定するところによります。
(2) 端末回線を収容する伝送装置	技術的条件集第2章第5節、第5節の3、第5節の4、第5節の5に規定するところによります。
(略)	(略)
(4) - 2 中継光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第2章第25節に規定するところによります。
(5) 専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置	技術的条件集第2章第16節、第16節の2、第19節、第20節に規定するところによります。
(略)	(略)
2 (略)	
標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(1) - 3 加入者光主配線盤の他事業者側端子	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第2章第24節に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第2章第8節、第14節、第16節、第16節の2、第18節、第18節の2、第26節、第27節、第28節に規定するところによります。 また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表30に示します。
(4) - 2 中継光主配線盤の他事業者側端子	光信号中継回線の技術的条件は、技術的条件集第2章第25節に、光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第2章第8節、第14節、第16節、第16節の2、第18節、第18節の2、第26節、第27節、第28節に規定するところによります。 また、光信号中継回線の技術的条件と光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表30に示します。

(標準的な接続箇所と技術的条件)	
第2条 (略)	
標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(1) - 3 加入者光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第2章第24節に規定するところによります。
(1) - 4 き線点近傍の電柱等の端子盤	技術的条件集第2章第4節の5に規定するところによります。
(2) 端末回線を収容する伝送装置	技術的条件集第2章第5節、第5節の3、第5節の4、第5節の5に規定するところによります。
(略)	(略)
(4) - 2 一般中継光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第2章第25節に規定するところによります。
(4) - 3 特別中継光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第2章第25節の2に規定するところによります。
(5) 専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置	技術的条件集第2章第16節、第16節の2、第19節、第20節に規定するところによります。
(略)	(略)
2 (略)	
標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(1) - 3 加入者光主配線盤の他事業者側端子	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第2章第24節に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第2章第8節、第14節、第16節、第16節の2、第18節、第18節の2、 <u>第25節の2</u> 、第26節、第27節、第28節に規定するところによります。 また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表30に示します。
(4) - 2 一般中継光主配線盤の他事業者側端子	<u>一般</u> 光信号中継回線の技術的条件は、技術的条件集第2章第25節に、 <u>一般</u> 光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第2章第8節、第14節、第16節、第16節の2、第18節、第18節の2、 <u>第25節の2</u> 、第26節、第27節、第28節に規定するところによります。 また、 <u>一般</u> 光信号中継回線の技術的条件と <u>一般</u> 光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表30に示します。

(相互接続呼の接続条件)  
第3条 (略)

(相互接続呼の接続条件)  
第3条 (略)

第4節の5 形態1 - 8

(網構成)

第16条の11 当社の端末回線と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第16条の12 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表24.10に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第16条の13 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第 25 節 形態 1 3

( 網構成 )

第 107 条 当社の光信号中継回線と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

( 略 )

第 25 節 形態 1 3

( 網構成 )

第 107 条 当社の一般光信号中継回線と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

( 略 )

第 25 節の 2 形態 1 3 - 2

(網構成)

第 109 条の 2 当社の特別光信号中継回線と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第 109 条の 3 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 25.4 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 109 条の 4 その他接続に必要な事項については、第 7 条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

技術的条件集別表1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号  
(略)

(1/6)

インタフェース種別 接続番号	端末回線線端接続インタフェース	
	(略)	形態 1-7 (IP通信網 ISP接続 用ルータ接 続インタフ ェース)
分類1 (00XY~) 設置中継系番号	(略)	(略)
分類2 (00XY~) 国際系番号		
分類3 (0A~J) 端末系番号		
分類4 (0A0-CDE~) 携帯・自動車電話系番号		
分類5 (0A0-CDE~) 接続型PHS系番号		
分類6 (0A0-CDE~) 活用型PHS系番号		
分類7 (0A0-CDE~) 無線呼出し系番号		
分類8 (0091~) 非設置中継系番号		
分類9 (050C~K) IP電話番号		

(2/6) ~ (4/6) (略)

技術的条件集別表1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号  
(略)

(1/6)

インタフェース種別 接続番号	端末回線線端接続インタフェース		
	(略)	形態 1-7 (IP通信網 ISP接続 用ルータ接 続インタフ ェース)	形態 1-8 ( <u>き線点近傍 の電柱等の 端子盤接続 インタフ ェース(DSL 用インタフ ェース)</u> )
分類1 (00XY~) 設置中継系番号	(略)	(略)	<u>(分類によ らない)</u>
分類2 (00XY~) 国際系番号			
分類3 (0A~J) 端末系番号			
分類4 (0A0-CDE~) 携帯・自動車電話系番号			
分類5 (0A0-CDE~) 接続型PHS系番号			
分類6 (0A0-CDE~) 活用型PHS系番号			
分類7 (0A0-CDE~) 無線呼出し系番号			
分類8 (0091~) 非設置中継系番号			
分類9 (050C~K) IP電話番号			

(2/6) ~ (4/6) (略)

(5/6)

接続番号	インタフェース種別	光信号中継 回線接続イ ンタフェー ス	IP 通信網 I S P 接 続用ルー タ接続イ ンタフェ ース	収容局ルー タ接続イ ンタフェ ース
	(略)			
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号	(略)	(分類に よらない)	(略)	(略)
分類 2 (00XY ~) 国際系番号				
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号				
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号				
分類 5 (0A0-CDE ~) 接続型 P H S 系番号				
分類 6 (0A0-CDE ~) 活用型 P H S 系番号				
分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系番号				
分類 8 (0091 ~) 非設置中継系番号				
分類 9 (050C ~ K) I P 電話番号				

(6/6) (略)

2. サービス番号への接続条件  
(略)

(5/6)

接続番号	インタフェース種別	一般光信号 中継回線接 続インタフ ェース	特別光信号 中継回線接 続インタフ ェース	IP 通信網 I S P 接 続用ルー タ接続イ ンタフェ ース	収容局ルー タ接続 イン タフェ ース
	(略)				
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号	(略)	(分類に よらない)	(分類に よらない)	(略)	(略)
分類 2 (00XY ~) 国際系番号					
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号					
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号					
分類 5 (0A0-CDE ~) 接続型 P H S 系番号					
分類 6 (0A0-CDE ~) 活用型 P H S 系番号					
分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系番号					
分類 8 (0091 ~) 非設置中継系番号					
分類 9 (050C ~ K) I P 電話番号					

(6/6) (略)

2. サービス番号への接続条件  
(略)

技術的条件集別表 2.4.1.0 DSL インタフェース仕様 (FTTR インタフェース)

1 インタフェース条件

1.1 物理的条件

本インタフェースに適用する物理的条件の主要諸元を表 1.1 に示す。

表 1.1 主要諸元

項番	項目	規格
1	ケーブル	平衡対ケーブル
2	コネクタ	当社と直接協定事業者の間で別途協議の上、決定する

技術的条件集別表 2 5 . 3 光信号回線接続インタフェース仕様(光信号中継回線用インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 2 5 . 3 光信号回線接続インタフェース仕様(一般光信号中継回線接続インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 2 5 . 4 光信号回線接続インタフェース仕様 ( 特別光信号中継回線  
接続インタフェース )

【参照規格一覧】

- [1] IEEE Std 802.3-2005:Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications
- [2] TTC 標準 JT-G707 第 7 版 ( 2006.11.27 ) 同期デジタルハイアラキーの N N I
- [3] TTC 標準 JT-G783 第 3 版 ( 2001.4.19 ) SDH 多重変換装置の警報系・切替系の動作
- [4] TTC 標準 JT-G825 第 2 版 ( 2004.4.20 ) SDH 網のジッタ・ワンド規定
- [5] ITU-T 勧告 G.813 ( 08/96 ) Timing characteristics of SDH equipment slave clocks ( SEC )
- [6] ITU-T 勧告 G.958 ( 11/94 ) Digital line systems based on the synchronous digital hierarchy for use on optical fibre cables
- [7] Telcordia GR-253-CORE issue3 September 2000
- [8] JIS C 5973:F04 Type connectors for optical fiber cable
- [9] JIS C 6835:Silica glass single-mode optical fiber
- [10] JIS C 6832:Silica glass multi-mode optical fiber

## 1. インタフェース規定点と責任分界点

### 1.1 インタフェース規定点

本インタフェースのインタフェース規定点は図1-1または図1-2のとおりとする。

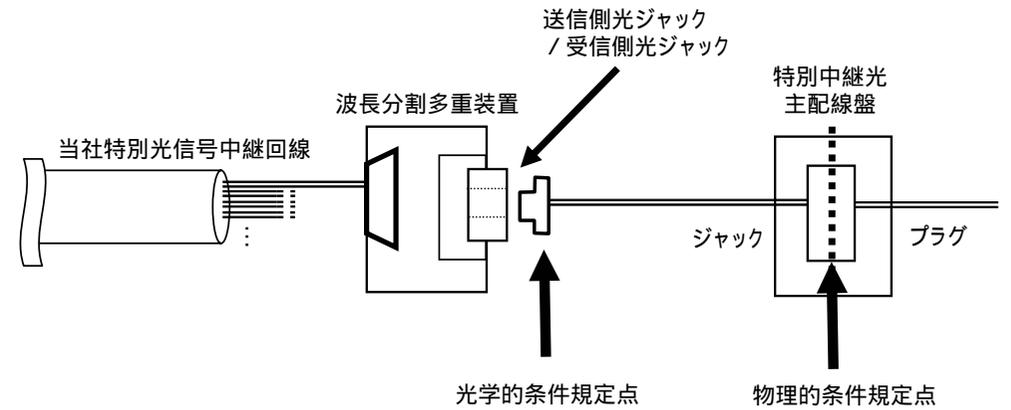


図1-1 インタフェース規定点（直接協定事業者が当社光信号局内伝送路を利用しない場合）

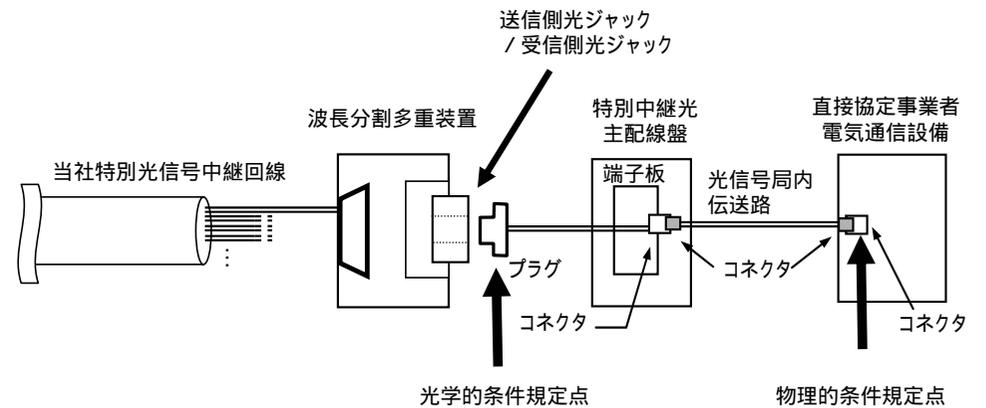


図1-2 インタフェース規定点（直接協定事業者が当社光信号局内伝送路を利用する場合）

## 1.2 責任分界点

本規定における責任分界点を図1-3に示す。

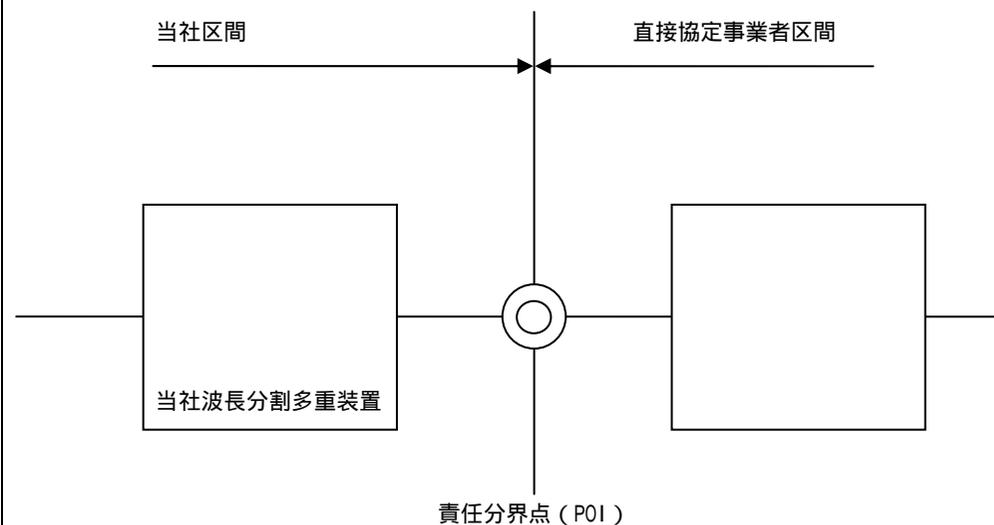


図 1-3 責任分界点

## 2. インタフェース仕様

接続に使用可能な IF 種別としては、以下の IF 種別をサポートする。各 IF 種別はレイヤ 2 に Ethernet インタフェース利用するもの、SDH/SONET インタフェースを利用するものとして分類される。サポートする IF 種別を以下に示す。

Ethernet インタフェース : 1000BASE-SX、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER

SDH/SONET インタフェース : STM-64、OC-192

### 2.1 Ethernet インタフェース仕様

#### 2.1.1 物理的条件

物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3 規格の 10GBASE-LR、10GBASE-ER、

1000BASE-SX、1000BASE-LX に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。

なお、当社波長分割多重装置は、リンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とするため、本インタフェースにおける故障発生時に、当該装置、及び当該装置と対向する波長分割多重装置のクライアント側インタフェースにおいて光送出を停止する場合があります。

#### 2.1.1.1 ケーブル

光ケーブルは、10GBASE-LR、10GBASE-ER、1000BASE-LXの場合、JIS C 6835規格のシングルモード光ファイバ（2芯）を使用することとし、1000BASE-SXの場合はJIS C 6832規格のマルチモード光ファイバ（2芯）を使用することとする。

#### 2.1.1.2 コネクタ

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。

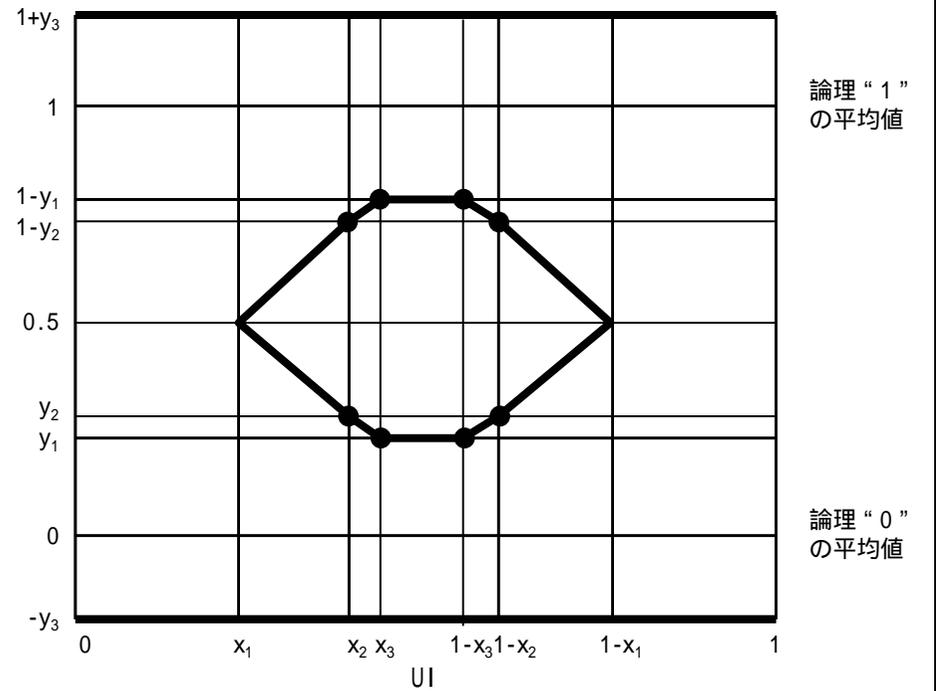
### 2.1.2 光学的条件

#### 2.1.2.1 10Gbit/s インタフェース

10GBASE-LR、及び 10GBASE-ER の光学的条件を表 2-1、及び図 2-1 に示す。詳細仕様は、IEEE802.3 規格の第 52 章を参照のこと。

表 2-1 10GBASE-LR/ER の主な光学的条件

項目	単位	10GBASE-LR	10GBASE-ER
インタフェース速度	GBd	10.3125	10.3125
信号速度偏差（最大）	ppm	±100	±100
発振中心波長	nm	1260～1355	1530～1565
平均送出レベル	dBm	-8.2～0.5	-4.7～4.0
平均受信レベル	dBm	-12.6～0.5	-14.1～-1.0
消光比（最小）	dB	3.5	3.0
符号化形式		64B / 66B	
送信光パルスマスク		図 2-1 参照	



適用範囲：10GBASE-LR/ER  
 測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次低パスフィルタ

	GbE
$x_1$	0.25
$x_2$	0.40
$x_3$	0.45
$y_1$	0.25
$y_2$	0.28
$y_3$	0.40

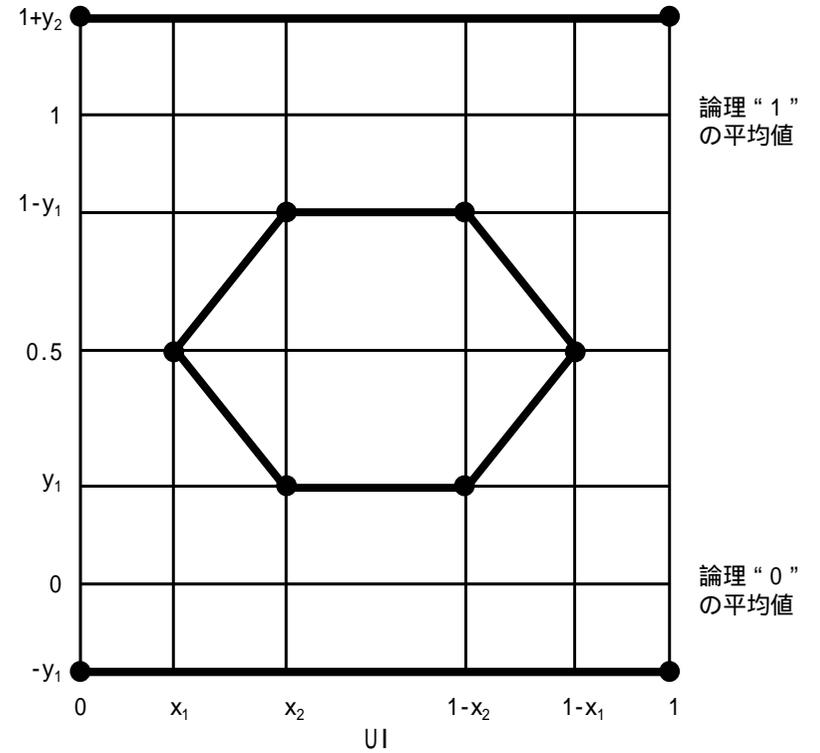
図2-1 光パルスマスク (10GBASE-LR/ER)

2.1.2.2 1Gbit/sインタフェース

1000BASE-SX、及び 1000BASE-LX の光学的条件を表 2-2、及び図 2-2 に示す。  
詳細仕様は、IEEE802.3 規格の第 38 章を参照のこと。

表 2-2 1000BASE-SX/LX の光学的条件

項 目	単 位	1000BASE-SX	1000BASE-LX
インタフェース速度	GBd	1.25	1.25
信号速度偏差 (最大)	ppm	±100	±100
発振中心波長	nm	770 ~ 860	1270 ~ 1355
平均送出レベル	dBm	-9.5 ~ ±0	-11.0 ~ -3.0
平均受信レベル	dBm	-17 ~ ±0	-19.0 ~ -3.0
消光比 (最小)	dB	9.0	9.0
符号化形式		8B / 10B	
送信光パルスマスク		図 2-2 を参照	



適用範囲：1000BASE-SX/LX

測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次トロンフィルタ

	GbE
$x_1$	0.22
$x_2$	0.375
$y_1$	0.20
$y_2$	0.30

図2-2 光パルスマスク (1000BASE-SX/LX)

### 2.1.3 論理的条件

データリンク層仕様は IEEE 802.3 に準拠する。  
フレームフォーマットを図 2-3 に示す。

プリアンブル	SFD	宛先アドレス	送信元アドレス	LLC データのフレーム長	LLC データ	パディング	FCS
(7)	(1)	(6)	(6)	(2)	(46 ~ 1500)		(4)

図 2-3 フレームフォーマット

### 2.1.4 その他の詳細仕様

本インタフェースに適用するギガビット Ethernet の規格としての IEEE Std 802.3 に規定される機能のうち、Clause 37 に規定されている Auto-Negotiation については、原則 disable 設定とし、Full Duplex 固定設定にて直接協定事業者は当社の装置と接続することとする。

その他、実際の相互接続時に使用する機能や設定等の詳細仕様については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定の上、別に定めることとする。

### 2.1.5 接続に係る留意事項

直接協定事業者の電気通信設備と当社の波長分割多重装置間の周波数偏差や当社区間の装置構成により、フレームが廃棄されたり、IFG が 12 words 未満になる場合があります。

## 2.2 SDH/SONET インタフェース仕様

### 2.2.1 物理的条件

#### 2.2.1.1 ケーブル

光ケーブルは、JIS C 6835 SSMA-9.3/125 準拠のシングルモード光ファイバを使用する。

#### 2.2.1.2 コネクタ

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。

プラグは B 等級以上 (マスタプラグ接続時の挿入損失が 0.7dB 以下)、接続時の反射減衰量は 22dB 以上とする。

2.2.2 光学的条件

2.2.2.1 10Gbit/s インタフェース

2.2.2.1.1 STM-64(I-64.1)/OC-192 (SR-1)

光パラメータ条件を表 2-3、及び図 2-4 に示す。

2.2.2.1.2 STM-64(I-64.2)/OC-192(SR-2)

光パラメータ条件を表 2-4、及び図 2-4 に示す。

2.2.2.1.3 STM-64(S-64.2b)/OC-192(IR-2)

光パラメータ条件を表 2-5、及び図 2-4 に示す。

表 2-3 STM-64/OC-192 の主な光学的条件 (I-64.1/SR-1)

項目	単位	規格
インタフェース速度	Mbit/s	9953.280 (STM-64/OC-192)
適用伝送路コード		I-64.1/SR-1
伝送符号		スクランブルド 2 値、NRZ
発光条件		正論理：論理"1"は発光、論理"0"は非発光
波長範囲	nm	1290 ~ 1330
符号誤り率		$1 \times 10^{-12}$ 以下
平均送出レベル	dBm	-6 ~ -1
送信光パルスマスク		図 2-4 参照
消光比	dB	6 以上
最大受光レベル (平均値)	dBm	-1 以上
最小受光レベル (平均値)	dBm	-11 以下
減衰量範囲	dB	0 ~ 4
光源		SLM
最大光路ペナルティ	dB	1 以下

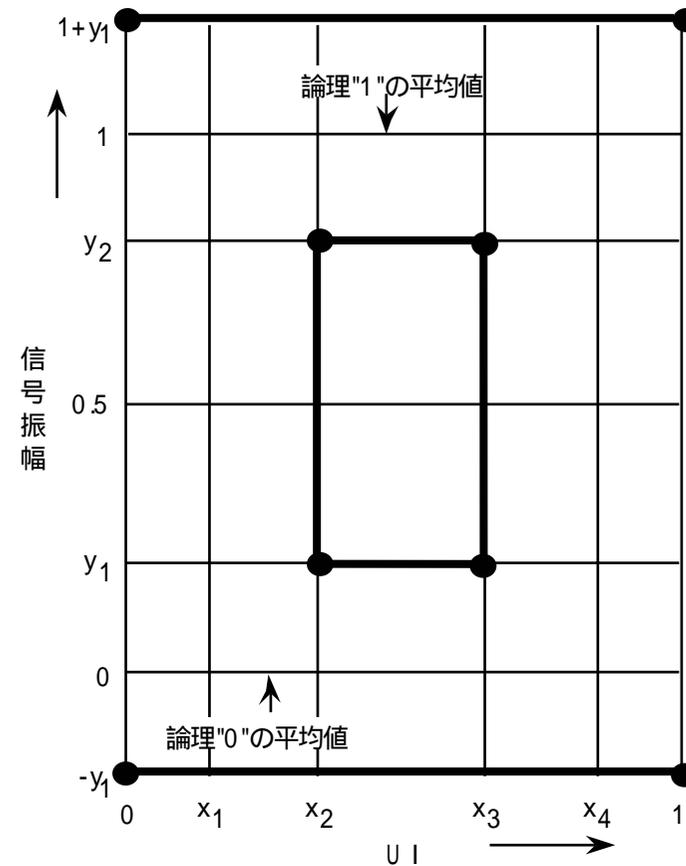
表 2-4 STM-64/OC-192 の主な光学的条件 (I-64.2/SR-2)

項目	単位	規格
インタフェース速度	Mbit/s	9953.280 (STM-64/OC-192)
適用伝送路コード		I-64.2/SR-2
伝送符号		スクランブルド 2 値、NRZ
発光条件		正論理：論理"1"は発光、論理"0"は非発光

波長範囲	nm	1530 ~ 1565
符号誤り率		$1 \times 10^{-12}$ 以下
平均送出レベル	dBm	-5 ~ -1
送信光パルスマスク		図 2-4 参照
消光比	dB	8.2 以上
最大受光レベル (平均値)	dBm	-1 以上
最小受光レベル (平均値)	dBm	-14 以下
減衰量範囲	dB	0 ~ 7
光源		SLM
最大光路ペナルティ	dB	2 以下

表 2-5 STM-64/OC-192 の主な光学的条件 (S-64.2b/IR-2)

項目	単位	規 格
インタフェース速度	Mbit/s	9953.280 (STM-64/OC-192)
適用伝送路コード		S-64.2b/IR-2
伝送符号		スクランブルド 2 値、NRZ
発光条件		正論理：論理"1"は発光、論理"0"は非発光
波長範囲	nm	1530 ~ 1565
符号誤り率		$1 \times 10^{-12}$ 以下
平均送出レベル	dBm	-1 ~ 2
送信光パルスマスク		図 2-4 参照
消光比	dB	8.2 以上
最大受光レベル (平均値)	dBm	-1 以上
最小受光レベル (平均値)	dBm	-14 以下
減衰量範囲	dB	3 ~ 11
光源		SLM
最大光路ペナルティ	dB	2 以下



適用範囲 : I-64.1/SR-1、I-64.2/SR-2、S-64.2b/IR-2  
 測定条件 : f-3dB が伝送ビットレート×0.75 の 4 次トツソフィルタ

	STM-64/OC-192
$x_3 - x_2$	0.2
$y_1 / y_2$	0.25/0.75

図 2-4 光パルスマスク (STM-64/OC-192)

2.2.3 ジッタ耐力

STM-64 のジッタ耐力は JT-G825 に準拠し、OC-192 のジッタ耐力は Telcordia GR-253-CORE issue3 に準拠する。

2.2.4 論理的条件

2.2.4.1 STM-64 信号

本インタフェースに適用される多重化構造は TTC 標準 JT-G707 に準拠する。

2.2.4.1.1 フレームフォーマット

STM-64 信号のフレームフォーマットを図 2-5 に示す。

2.2.4.1.2 オーバヘッドバイトの定義

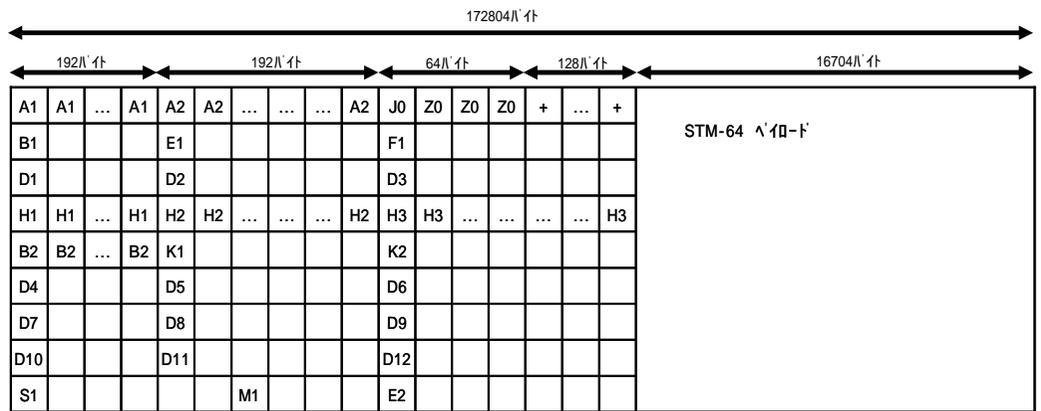
本インタフェースに使用するセクションオーバヘッドバイトの定義を表 2-5 に示す。

2.2.4.1.3 フレーム同期方式

STM-64 信号のフレーム同期方式を表 2-6 に示す。

2.2.4.1.4 S1バイト処理条件

S1バイト(同期状態メッセージ)の送受信条件を表 2-7, 2-8 に示す。



- = 未使用バイト(ALL"1")
- + = "10101010"
- ... = 同左

図 2-5 STM- 64 信号のフレームフォーマット

表 2-6 セクションオーバーヘッドバイトの定義

	記号	用途	内容
セクション 管理情報 (SOH)	A1, A2	フレーム同期	A1 : “ 11110110 ” , A2 : “ 00101000 ”
	J0	中継セクショントレース (未使用)	送信 : “ 00000001 ” ( 図 2-6 参照 ) 受信 : 無視
	Z0	予備 (未使用)	送信 : STM 識別子 ( 図 2-6 参照 ) 受信 : 無視
	B1	中継セクションの誤り監視	前フレームの全ビットの BIP-8 演算結果 TTC 標準 JT-G707 準拠
	E1	中継セクションのオーダワイヤ	64kbit/s PCM の音声信号、 または未使用 ( 送信 : “ 11111111 ”、受 信 : 無視 )
	F1	中継セクションの故障特定	故障検出中間中継器番号と 検出警報 TTC 標準 JT-G783 付属資料 A に準拠
	D1 ~ D3	中継セクションのデータ通信	192kbit/s のデータ信号、ま たは未使用 ( 送信 : “ 11111111 ”、受 信 : 無視 )
	B2	端局セクションの誤り監視 ( BIP-24N )	前フレームの第一行から 3 行の SOH を除く全ビットの BIP-24N 演算結果 TTC 標準 JT-G707 準拠
	K1, K2 (b1-b5)	端局セクション切替系の制御	切替動作は TTC 標準 JT-G783 6 章 予備切替 (1+1) のプロトコル、コマ ンド、操作 に準拠
	K2 (b6-b8)	端局セクション状態の転送	正常 : “ 000 ”、RDI : “ 110 ”、 AIS : “ 111 ” TTC 標準 JT-G783 準拠

		D4-D12	端局セクションのデータ通信	576kbit/s のデータ信号、または未使用 (送信：“11111111”、 受信：無視)
		S1	同期状態メッセージ	未使用時 送信：“11111111” (1 バイト目の S1 は、 “11110001” 及び “11110010” を送信する 場合がある) 受信：無視 (“11111111” 以外を受信した場合は当 社側で警報を発生する場 合がある) ・同期状態メッセージと して使用する場合は、表 2-8、2-9 に示す
		M1	端局セクションの対局誤り表示 (MS-REI)	対局の B2 演算結果の表 示 TTC 標準 JT-G707 準拠
		E2	端局セクションのオーダワイヤ	64kbit/s PCM の音声信 号、または未使用 (送信：“11111111”、 受信：無視)
	A U ポインタ	H1, H2	VC-4 先頭位相指示 正負スタッフ指示	VC-4 先頭位置, スタッフ 制御等 TTC 標準 JT-G707 / JT-G783 準拠
		H3	負スタッフ用バイト	負スタッフ時、パイロ ード収容 TTC 標準 JT-G707 準拠

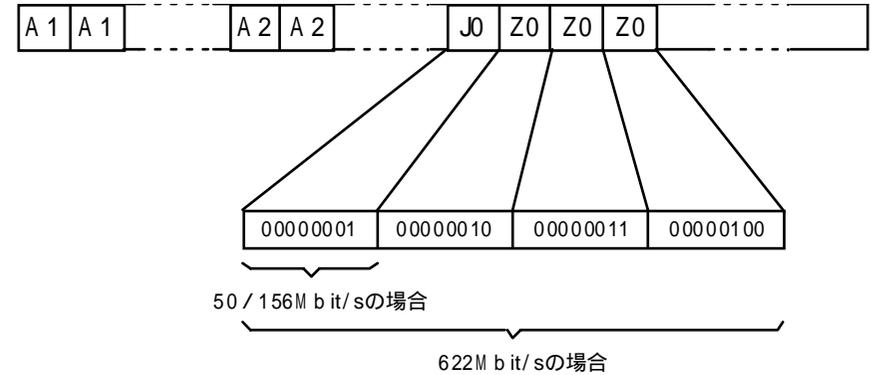


図 2-6 STM 識別子の定義

表 2-7 フレーム同期方式

フレーム同期 パターン	パターン探索法 パターン照合法	フレーム同期保護 (注1,2)
A1=(11110110) A2=(00101000)	・1ビット即時シフト方式(注3) ・A1, A2以外の32ビット同時照合 方式	・リセット方式 ・前方保護: 5段 ・後方保護: 2段

注 1 . 前方 5 段とは、フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、5 回連続不一致を検出したとき、フレーム同期復帰過程に移ることをいう。

注 2 . 後方 2 段とは、フレーム同期復帰過程においてフレーム同期パターン照合結果、2 回連続一致を検出したとき、フレーム同期状態に移ることをいう。

注 3 . 1 ビット即時シフト方式と同等なフレーム同期復帰特性を有するフレーム同期方式でもよい。

表 2-8 同期状態メッセージの送信条件

S1 バイト (b5-b8)	SDH 同期品質レベル
0000	品質不明 (既存の同期網)
1011	SDH 装置同期出力 (SEC) (但し、入力ファレンスにロック している場合はのぞく)

(注 1) S1 バイト (b1-b4) は未使用 (送信: S1 ('b1,b2,b3,b4') = '1111')

表 2-9 同期状態メッセージの受信条件

S1 バイト (b5-b8)	SDH 同期品質レベル
0000	品質不明 (既存の同期網)
1011	SDH 装置同期出力 (SEC) (但し、入力ファレンスにロック している場合はのぞく)

(注 1) S1 バイト (b1-b4) については、未使用 (受信: 無視) とする。

#### 2.2.4.1.5 警報インタフェース条件

##### 2.2.4.1.5.1 警報発出解除条件

本インタフェースにおける警報発出解除条件を表 2-9 に示す。

##### 2.2.4.1.5.2 警報転送

本インタフェースにおける警報転送機能を図 2-7 に示す。

#### 2.2.4.1.6 ポインタ処理条件

本インタフェースにおけるポインタ処理条件は TTC 標準 JT-G707/JT-G783 に準拠する。

表 2-10 警報検出解除条件 ( 1 / 3 )

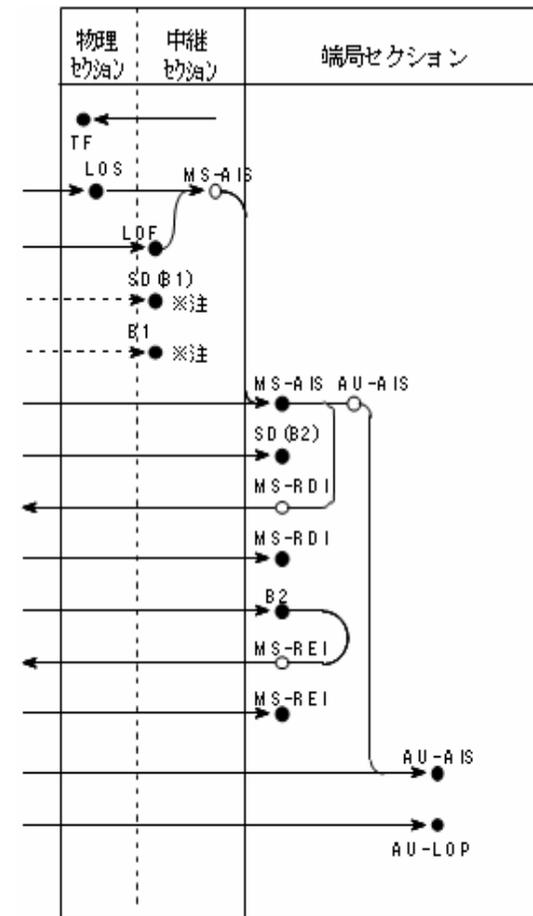
レイヤ	警報項目	送出方法	送出解除条件	警報検出条件	警報解除条件
物理	LOS	-----	-----	光入力断	光入力回復
セクション	TF	-----	-----	光出力断	光出力回復
中継器	OOF	-----	-----	フレーム同期はずれ	フレーム同期復帰後
セクション				前方保護 4 - 5 段	方保護 2 段
中継器	LOF	-----	-----	OOF の 0 ~ 3m 秒継続	OOF 解除状態の 0 ~ 3m 秒継続
セクション	RS-BIP Error	-----	-----	デスクランブル前の STM-N の全ビットに対する BIP-8 演算結果とデスクランブル後の次フレームの B1 との不一致	1 フレーム毎に解除
	SD(B1)	-----	-----	B1 により検出した誤り率が、10 の -5 乗以上で発出	B1 により検出した誤り率が、10 の -6 乗以下で解除
	MS-AIS	LOS、LOF を検出後、スクランブル前の STM-N ( RSOH を除く ) に All "1" を送出	LOS、LOF を解除後に解除	-----	-----

表 2-10 警報検出解除条件 ( 2 / 3 )

レイヤ	警報項目	送出方法	送出解除条件	警報検出条件	警報解除条件
端局 セクション	MS-AIS	-----	-----	デスクランブル後の K2のb6-b8="111"を3 ~5回連続受信	デスクランブル後の K2のb6-b8 "111"を3 ~5回連続受信
	MS-BIP Error	-----	-----	デスクランブル後の STM-Nの全ビット(SOH の第1-3を除く)に対 するBIP-24×N演算結 果とデスクランブル 後の次フレームのB2 ×3Nとの不一致	1フレーム毎に解除
	SD(B2)	-----	-----	B2により検出した誤 り率が、10の-5乗以 上で発出	B2により検出した誤 り率が、10の-6乗以 下で解除
	MS-RDI	MS-AIS検出時 にスクラン ブル前のSTM-N のK2のb6-b8 ="110"を送 出SD(B2)検出 時は送しな い	MS-AIS回復時 に送出解除	デスクランブル後の K2バイトのbit 6-8= "110"を3~10フレ ーム連続受信	デスクランブル後の K2バイトのbit 6-8 ="110"を3~10フレ ーム連続受信
	MS-REI	B2不一致時、 M1にB2の演 算結果を送 出。	1フレーム毎 に解除。	M1を検出	1フレーム毎に解除
	AU-AIS	MS-AISを検出 後にスクラン ブル前の全AU の全ビット All "1"を送出 (AUポインタ を含む)	MS-AIS回復時 に送出解除	-----	-----
	AU-LOP	-----	-----	TTC標準JT-G783参照	TTC標準JT-G783参照

表 2-10 警報検出解除条件 ( 3 / 3 )

レイヤ	警報項目	送出方法	送出解除条件	警報検出条件	警報解除条件
	AU-AIS	AU-LOP 検出時に AU の全ビット All"1" を送出 (AU ポインタを含む、SOH は正常)	AU-LOP 回復時に送出解除	TTC 標準 JT-G783 参照	TTC 標準 JT-G783 参照
	TU-AIS	AU-LOP、AU-AIS 検出時に TU の全ビット All"1" を送出 (TU ポインタを含む、SOH は正常)	AU-LOP、AU-AIS 回復時に送出解除	-----	-----



● : 検出      ○ : 生成

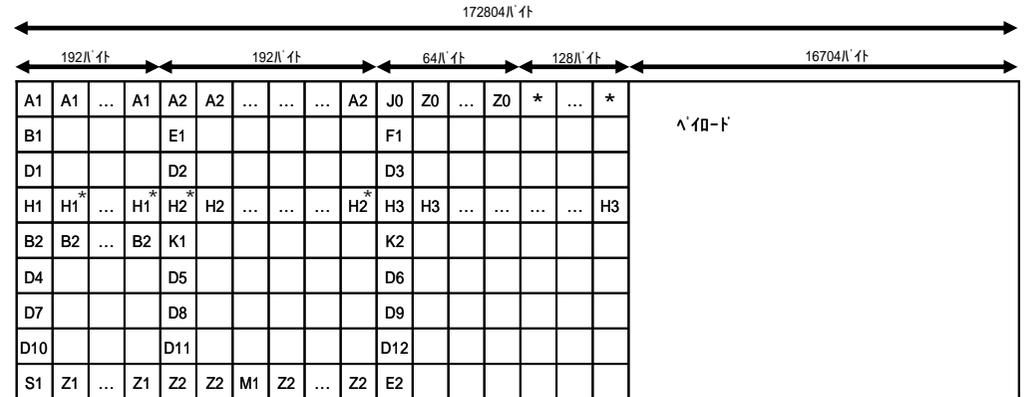
※注: B1とSD (B1)の検出はオプション

図 2-7 警報転送機能

2.2.1.5.2 OC-192 信号

本インタフェースに適用される論理的条件は、Telecodia GR-253-CORE に準拠する。

フレームフォーマットを図 2-8 に示す。



- = 未使用ビット(ALL"0")
- \* = 同符号が連続しないこと
- ... = 同左

STS-3c/12c/48cビットの場合、それぞれ最初のビット以外の残りのビットについてのビット割付を以下に示す  
 $H1^* = 1001xx11$  x:未定義ビット  
 $H2^* = 11111111$

図2-8 OC-192信号のフレームフォーマット

技術的条件集別表 3 0 光回線設備の技術的条件と光回線設備以外の指定電気通信設備の技術的条件の関係

(略)

1. インタフェース規定点

(略)

2. 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

(略)

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態 1 - 6、形態 1 2 又は形態 1 3 を適用する。
B	・形態 3 - 3、形態 4 - 6、形態 5、形態 5 - 2、形態 6 - 2、形態 6 - 3、形態 1 4、形態 1 5、形態 1 6 のそれぞれを適用する。 なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件(JIS C 6835 に準拠した光ファイバ)を持つインタフェースとする。

表 1 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

(略)

技術的条件集別表 3 0 光回線設備の技術的条件と光回線設備以外の指定電気通信設備の技術的条件の関係

(略)

1. インタフェース規定点

(略)

2. 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

(略)

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態 1 - 6、形態 1 2 又は形態 1 3 を適用する。
B	・形態 3 - 3、形態 4 - 6、形態 5、形態 5 - 2、形態 6 - 2、形態 6 - 3、 <u>形態 1 3 - 2</u> 、形態 1 4、形態 1 5、形態 1 6 のそれぞれを適用する。 なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件(JIS C 6835 に準拠した光ファイバ)を持つインタフェースとする。

表 1 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

(略)

# 網使用料算定根拠

端末回線伝送機能

公衆電話機能

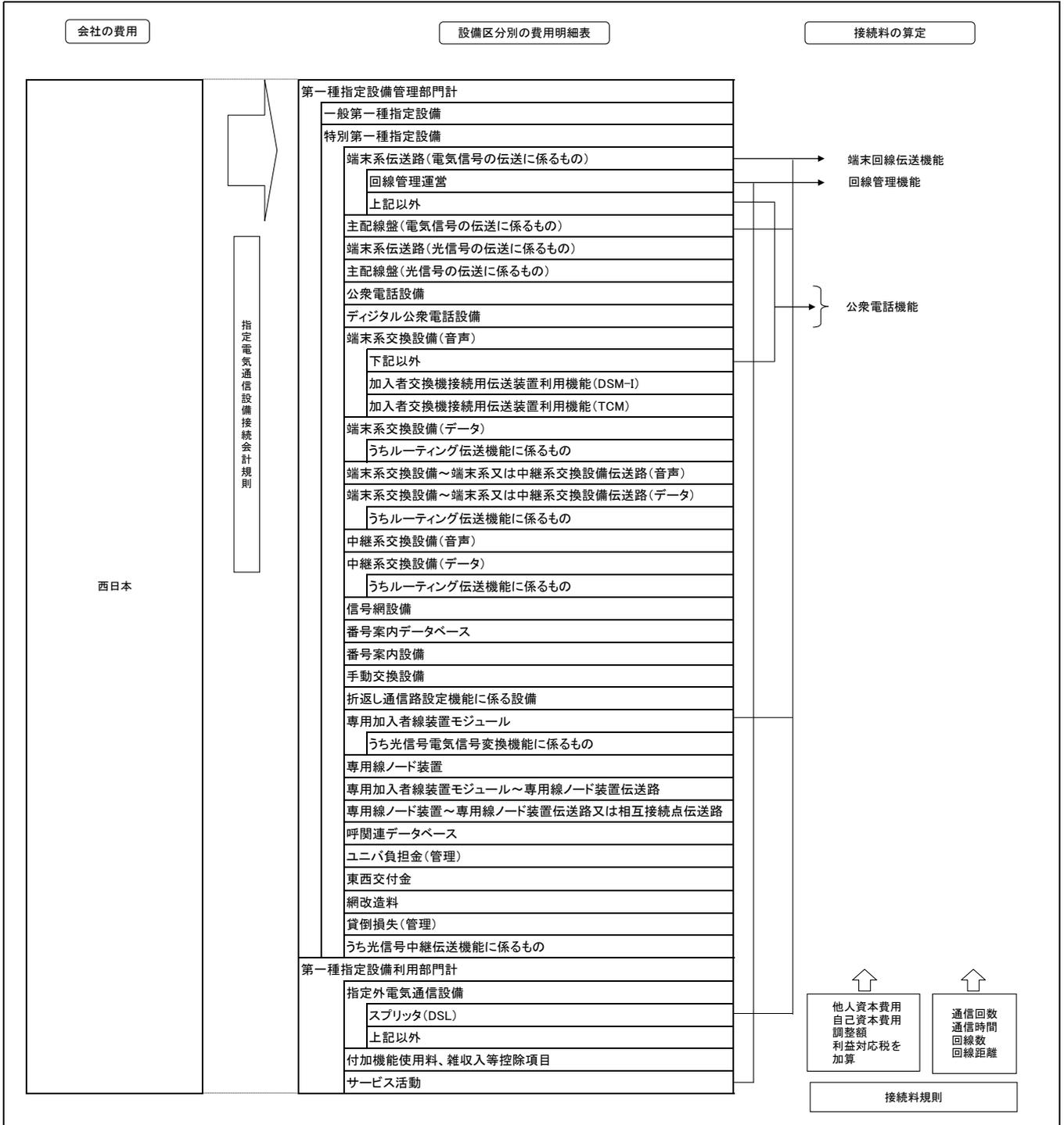
回線管理機能

<西日本>

## 目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
2. 公衆電話機能	8
3. 回線管理機能	12
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	13
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	14
V. 資本構成比率の算定	15
VI. 他人資本利子率の算定	16
VII. 自己資本利益率の算定	17
VIII. 利益対応税率の算定	18
IX. 料金設定に使用したトラヒック	19
X. 料金設定に使用した回線数	20
X I. 料金設定に使用した保守換算係数	23
X II. 料金設定に使用した貸倒率	24
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	25
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	26
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	27
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	28
5. 料金算定に使用した単金等	29
(参考)	
1. 設備区分別の費用明細表	31
2. 設備区分別固定資産明細表	32
3. 設備区分別の費用明細表 (端末系伝送路の内訳)	34
4. 設備区分別固定資産明細表 (端末系伝送路の内訳)	35
5. 接続会計報告書の設備区分と網使用料算定根拠における 明細表の設備区分の対応	36

I. 算定手順



II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機材

(1) 原価の算定  
A. 設備区別の費用 (単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)					備考
	メタル加入者回線		(再掲) メタル設備 のみを用いる 加入者回線	(再掲) 試験受付	(再掲) 上部区間	
①指定設備管理運営費	373,989	339,627	325,070	10,556	97,644	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	7,243	7,006	6,594	15	3,672	⑥レイトベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	21,962	20,952	19,719	45	10,983	⑥レイトベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	15,103	14,408	13,560	31	7,553	③自己資本費用+(①有利益以外以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	418,377	381,993	364,943	10,647	119,852	①+②+③+④

⑥正味固定資産	904,638	864,629	813,002	609	461,434	0.402	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	2,623	2,507	2,358	2	1,338	0.001	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	7,147	6,831	6,423	5	3,645	0.003	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	31,697	28,619	27,722	1,305	6,718	0.024	①設備管理運営費-(⑩増税公課+⑪減価償却費+⑫固定資産除却額)×45.625日÷365日
⑩レイトベース	946,105	902,586	849,935	1,821	473,135	0.430	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利益以外以外の負債の額	72,479	69,145	65,079	147	36,246	0.033	⑥レイトベース×他人資本比率×有利益以外以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫増税公課	28,572	28,235	26,841	20	13,234	0.013	
⑬減価償却費	86,169	78,993	73,239	80	27,968	0.032	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却額	3,656	3,444	3,214	13	678	0.003	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)										備考
	OCU			その他							
	光	メタル		(再掲) 局外スプリッタ (局外4分岐)	(再掲) 局外スプリッタ (局外9分岐)	(再掲) 加入者収容装 置(ATM子ータ 伝送)	(再掲) 固定線盤 基地局伝送路	(再掲) 固定線盤 宅内装置			
①指定設備管理運営費	4,251	667	3,584	2,348	495	1,045	698	23	58	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より(全体は参考3より)	
②他人資本費用	86	20	76	68	19	39	8	0	1	⑥レイトベース×他人資本比率×他人資本利率	
③自己資本費用	292	58	234	202	55	116	24	1	4	⑥レイトベース×自己資本比率×自己資本利率	
④利益対応税	201	40	161	139	38	80	17	1	3	③自己資本費用+(①有利益以外以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率	
⑤合計	4,842	785	4,057	2,757	606	1,280	747	25	66	①+②+③+④	

⑥正味固定資産	12,226	2,473	9,753	8,507	2,336	4,928	961	53	159	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	35	7	28	25	7	14	3	0	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	97	20	77	67	18	39	8	0	1	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	227	16	211	105	14	30	59	0	1	①設備管理運営費-(⑩増税公課+⑪減価償却費+⑫固定資産除却額)×45.625日÷365日
⑩レイトベース	12,585	2,516	10,069	8,704	2,375	5,009	1,031	53	161	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利益以外以外の負債の額	964	193	771	667	182	384	79	4	12	⑥レイトベース×他人資本比率×有利益以外以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫増税公課	120	21	99	114	32	66	13	1	2	
⑬減価償却費	2,239	504	1,735	1,349	341	718	212	17	41	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却額	78	18	60	43	10	20	1	2	6	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)								備考	
	回線管理運営							料金請求		
	電話等-ラインシェアリング/ドライカッパ/光ファイバ									
	DB管理および料金計算			相互接続回線			その他			
	電話等	(再掲) PHS 基地局回線	ライン シェアリング	帯域透過端末 回線	光ファイバ					
①指定設備管理運営費	27,743	26,845	11,695	110	1,304	2,151	618	11,077	2	参考1. 設備区別の費用明細表より
②他人資本費用	173	171	28	0	6	7	11	120	0	⑥レイトベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	516	511	84	1	17	20	31	359	0	⑥レイトベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	355	351	58	1	12	14	21	247	0	③自己資本費用+(①有利益以外以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	28,787	27,878	11,895	112	1,339	2,192	681	11,803	2	①+②+③+④

⑥正味固定資産	19,276	19,158	2,152	20	586	604	1,311	14,526	0	参考2. 設備区別固定資産明細表より
⑦投資等	56	56	6	0	2	2	4	42	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	152	151	17	0	4	5	10	115	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	2,745	2,635	1,431	14	149	255	28	773	0	①設備管理運営費-(⑩増税公課+⑪減価償却費+⑫固定資産除却額)×45.625日÷365日
⑩レイトベース	22,229	22,000	3,606	34	721	866	1,353	15,456	0	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利益以外以外の負債の額	1,703	1,685	276	3	55	66	104	1,184	0	⑥レイトベース×他人資本比率×有利益以外以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫増税公課	103	100	41	0	4	6	2	47	0	
⑬減価償却費	5,588	5,573	198	2	110	106	388	4,771	0	参考1. 設備区別の費用明細表より
⑭固定資産除却額	81	81	7	0	2	2	5	74	0	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)		指定設備 利用部門		備考
	回線管理運営				その他	(再掲) メタル設備のみ を用いる加入 者回線に係る 主配線盤	スプリッタ (DSL)		
	ATMデータ伝送		データ						
	端末回線 伝送機能	データ 伝送機能							
①指定設備管理運営費	286	111	175	610	9,746	9,498	759	参考1. 設備区別の費用明細表より	
②他人資本費用	1	0	0	1	287	280	17	⑥レイトベース×他人資本比率×他人資本利率	
③自己資本費用	2	1	1	3	857	838	51	⑥レイトベース×自己資本比率×自己資本利率	
④利益対応税	1	1	1	2	589	576	35	③自己資本費用+(①有利益以外以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率	
⑤合計	290	113	177	616	11,479	11,192	862	①+②+③+④	

⑥正味固定資産	49	19	30	66	35,738	34,932	2,147	参考2. 設備区別固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	104	101	6	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	1	262	276	17	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	35	14	21	75	808	799	25	①設備管理運営費-(⑩増税公課+⑪減価償却費+⑫固定資産除却額)×45.625日÷365日
⑩レイトベース	84	33	51	144	36,932	36,108	2,195	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利益以外以外の負債の額	6	3	4	11	2,829	2,786	168	⑥レイトベース×他人資本比率×有利益以外以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫増税公課	1	0	1	2	544	533	27	
⑬減価償却費	5	2	3	11	2,601	2,440	527	参考1. 設備区別の費用明細表より
⑭固定資産除却額	0	0	0	0	134	133	3	

B. 加入者回線

a. 特別帯域透過端末回線

(a) 前々算定期間における下部区間に係る費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における下部区間に係る費用(百万円)	0.278	ア
ア. 特別帯域透過端末回線伝送機能	0.280	(1)のAの⑤下部区間における特別帯域透過端末回線に係るもの
イ. DSL回線故障対応機能コスト	0.001	DSL回線故障対応機能1回線あたりコスト(別紙5のB. の③)×対象回線数(Xの1の(64))×12ヶ月×(1)のAの⑤下部区間における特別帯域透過端末回線に係るもの÷(1)のAの⑤メタル設備のみを用いる加入者回線
②回線数(回線)	27	Xの1の(13)特別帯域透過端末回線数
③1回線あたり費用(円/回線・月)	861	①÷②÷12ヶ月

(b) 下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要な費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における上部区間に係る費用(百万円)	119.997	ア
ア. 上部区間	119.852	(1)のAの⑤上部区間
イ. DSL回線故障対応機能コスト	258	DSL回線故障対応機能1回線あたりコスト(別紙5のB. の③)×対象回線数(Xの1の(64))×12ヶ月×(1)のAの⑤上部区間÷(1)のAの⑤メタル設備のみを用いる加入者回線
②故障受付発生割合	6.76%	H20年度実績(特別調査値)
③故障受付発生回線相当分費用(百万円)	8.085	①×②
④上部区間のうち下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要な費用(百万円)	0.009	③×(特別帯域透過端末回線数(a)の②)÷メタル設備のみを用いる加入者回線数(b. の(c)の①))
⑤1回線あたり費用(円/回線・月)	28	④÷(a)の②÷12ヶ月
⑥メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主記帳数費用(百万円)	5.998	(1)のAの⑤メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主記帳数÷2
⑦故障受付発生回線相当分費用(百万円)	378	⑥×②
⑧主記帳数のうち下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要な費用(百万円)	0.0004	⑦×(特別帯域透過端末回線数(a)の②)÷メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主記帳数(Xの1の(42))
⑨1回線あたり費用(円/回線・月)	1	⑧÷(a)の②÷12ヶ月

(c) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における下部区間に係る費用(百万円)	0.278	(a)の①
②上部区間のうち下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要な費用(百万円)	0.009	(b)の④
③主記帳数のうち下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要な費用(百万円)	0.0004	(b)の⑧
④合計(百万円)	0.288	①+②+③
⑤回線数(回線)	27	(a)の②
⑥1回線あたりコスト(円/回線・月)	890	④÷⑤÷12ヶ月

b. メタル設備のみを用いる加入者回線

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	364.167	ア
ア. メタル設備のみを用いる加入者回線	364.943	(1)のAの⑤メタル設備のみを用いる加入者回線
イ. DSL回線故障対応機能コスト	778	DSL回線故障対応機能1回線あたりコスト(別紙5のB. の③)×対象回線数(Xの1の(64))×12ヶ月
ウ. 特別帯域透過端末回線コスト	0.288	1回線あたり費用((a. の(a)の③)+(a. の(b)の⑤))×対象回線数(a. の(a)の②)×12ヶ月
②回線数(回線)	23,595,805	Xの1の(20)―特別帯域透過端末回線数(a. の(a)の②)
③1回線あたり費用(円/回線(2線式(タイプ1-1)-月))	1,286	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	23,595,832	Xの1の(20)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	1,262	平成20年度適用網使用料算定根拠の1の(2)のBの①のcに平成20年度網使用料算定根拠における貸別率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	357,335	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	7,805	(a)の①+(b)の③)×(1+XⅡ. 料金設定に使用した貸別率)―(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	364.167	(a)の①
②調整額(百万円)	7,805	(d)の①
③合計(百万円)	371,972	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2線式(タイプ1-1)-月))	1,314	③÷(a)の②÷12ヶ月

c. 上記以外のメタル加入者回線

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	333,499	ア
ア. 加入者回線	381,993	(1)のAの⑤メタル加入者回線
イ. 一般帯域透過端末回線コスト	43,506	メタル設備のみを用いる加入者回線の1回線あたり費用(b. の(a)の③)×対象回線数(帯域透過端末回線数(Xの1の(22))―特別帯域透過端末回線数(a. の(a)の②))×12ヶ月
ウ. DSL回線故障対応機能コスト	778	DSL回線故障対応機能1回線あたりコスト(別紙5のB. の③)×対象回線数(Xの1の(64))×12ヶ月
エ. 加算料相当コスト	4,212	加算料相当費用(別紙5のA. の③)
オ. 特別帯域透過端末回線コスト	0.288	1回線あたり費用((a. の(a)の③)+(a. の(b)の⑤))×対象回線数(a. の(a)の②)×12ヶ月
②回線数(回線)	22,951,252	Xの1の(23)
③1回線あたり費用(円/回線(2線式(タイプ1-1)-月))	1,211	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	22,951,252	Xの1の(23)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	1,212	平成20年度適用網使用料算定根拠の1の(2)のBの②のcに平成20年度網使用料算定根拠における貸別率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	333,803	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	587	(a)の①+(b)の③)×(1+XⅡ. 料金設定に使用した貸別率)―(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	333,499	(a)の①
②調整額(百万円)	587	(d)の①
③合計(百万円)	334,086	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2線式(タイプ1-1)-月))	1,213	③÷(a)の②÷12ヶ月

C. 主記帳  
 a. メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主記帳

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	11,192	ア-イ
ア. 主記帳	11,192	(1)のAの⑤メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主記帳
イ. 特別帯域透過端末回線コスト	0.0003	1回線あたり費用((B. のa. の(b)の⑤))×対象回線数(B. のa. の(a)の②)×12ヶ月
②回線数(回線)	28,460,542	①の(4)×特別帯域透過端末回線数(B. のa. の(a)の②)
③1回線あたり費用(円/回線(タイプ1-1)・月))	33	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における収入(回線)	28,460,598	①の(4)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	32	平成20年度通称使用料
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	10,929	①×②÷12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	293	((a)の①+(b)の①)×(1+Ⅱ. 料金設定に使用した貸利率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	11,192	a)の①
②調整額(百万円)	293	d)の①
③合計(百万円)	11,485	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2線式(タイプ1-1)・月))	34	③÷(a)の②÷12ヶ月

b. 上記以外のメタル主記帳

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	5,436	ア-イ
ア. 主記帳	11,478	(1)のAの⑤主記帳(電気番号の伝送に係るもの)
イ. メタル設備のみを用いる主記帳相対コスト	3,043	d)の②×(Ⅱの(4)×Ⅰの(4)×Ⅰの(4)×特別帯域透過端末回線数(B. のa. の(a)の②))×12ヶ月
ウ. 特別帯域透過端末回線コスト	0.0003	1回線あたり費用((B. のa. の(b)の⑤))×対象回線数(B. のa. の(a)の②)×12ヶ月
②回線数(回線)	22,912,52	①の(4)
③1回線あたり費用(円/回線(2線式(タイプ1-1)・月))	31	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における収入(回線)	22,912,52	①の(4)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	31	平成20年度通称使用料算定根拠の1の(2)のDの②のcに平成20年度通称使用料算定根拠における貸利率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	8,538	①×②÷12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲79	((a)の①+(b)の①)×(1+Ⅱ. 料金設定に使用した貸利率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	5,436	a)の①
②調整額(百万円)	▲79	d)の①
③合計(百万円)	5,357	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2線式(タイプ1-1)・月))	30	③÷(a)の②÷12ヶ月

D. 第2グループ回線に加入する加算額

a. メタル設備のみを用いる加入者回線のうち引込分岐点～保安器間

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	694	
②他人資本費用(円/回線・年)	25	
③自己資本費用(円/回線・年)	75	接続契約 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対称性を算定した。
④利益対称性(円/回線・年)	51	
⑤合計(円/回線・年)	845	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	70	⑤÷12ヶ月

b. 第2グループ回線に加入する加算額

区分	金額等	備考
①高金～引込分岐点間相対コスト(円/回線・月)	1,216	B. のb)の(a)の③→a)の②
②主記帳(円/回線・月)	17	C. のa)の(a)の③+2
③加算額の費用計(円/回線・月)	1,233	①+②
④第2グループ回線の収容効率係数	1.37	カード内の回線収容の差異をもとに設定(※21年度特別調査)
⑤第2グループ回線に加入する費用(円/回線・月)	458	③×④-1
⑥前々算定期間における調整額(円/回線・月)	0	平成20年度接続料金において加算した調整額
⑦前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	589	平成20年度通称使用料算定根拠の1の(2)のFの②のcに平成20年度通称使用料算定根拠における貸利率を乗じたものを加えたもの
⑧調整額(円/回線・月)	▲132	(⑤+⑥)×(1+Ⅱ. 料金設定に使用した貸利率)-⑦
⑨第2グループ回線に加入する加算額(円/回線・月)	324	⑤+⑧

E. 一戸建てにおける光室内配線

a. 平日昼間の場合

区分	金額等	備考
①作業単金(1時間あたり・円)	6,169	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」の I 作業単金より
②故障修理作業時間(時間)	3,100	
③当該作業に係る物品費(円)	3,434	
④光コンセント新設作業に係る物品費(円)	508	平成20年度調査実績
⑤原価(円)	22,050	①×②+③+④

b. 平日夜間の場合

区分	金額等	備考
①作業単金(1時間あたり・円)	7,134	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」の I 作業単金より
②故障修理作業時間(時間)	3,100	
③当該作業に係る物品費(円)	3,434	
④光コンセント新設作業に係る物品費(円)	508	平成20年度調査実績
⑤原価(円)	25,041	①×②+③+④

c. 平日深夜の場合

区分	金額等	備考
①作業単金(1時間あたり・円)	8,237	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」の I 作業単金より
②故障修理作業時間(時間)	3,100	
③当該作業に係る物品費(円)	3,434	
④光コンセント新設作業に係る物品費(円)	508	平成20年度調査実績
⑤原価(円)	28,461	①×②+③+④

d. 土日祝日昼夜間の場合

区分	金額等	備考
①作業単金(1時間あたり・円)	7,410	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」の I 作業単金より
②故障修理作業時間(時間)	3,100	
③当該作業に係る物品費(円)	3,434	
④光コンセント新設作業に係る物品費(円)	508	平成20年度調査実績
⑤原価(円)	25,897	①×②+③+④

・土日祝日深夜の場合

区分	金額等	備考
①作業単金(1時間あたり・円)	8,513	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」のI 作業単金より
②故障修理作業時間(時間)	3,100	
③当該作業に係る物品費(円)	3,434	平成20年度課達実績
④光コンセント新設作業に係る物品費(円)	508	
⑤原価(円)	29,316	①×②+③-④

(2)料金の設定

区分	金額等	備考
①基本料		
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA 2線式のものの(A) 保守の区別がタイプ1-1のもの		
料金(円/回線・月)	1,248	B. のaの(e)の④ + C. のbの(c)の④ × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA 2線式のものの(A) 保守の区別がタイプ1-2のもの		
料金(円/回線・月)	1,248	B. のaの(e)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの + C. のbの(c)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA 2線式のものの(A) (A)以外のもの		
料金(円/回線・月)	1,284	B. のaの(e)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ2のもの + C. のbの(c)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ2のもの × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のI 4線式のもの		
料金(円/回線・月)	2,567	(B. のaの(e)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ2のもの + C. のbの(c)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ2のもの × ②) × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のもの(A) 当社の局内スイッチを利用する場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの		
料金(円/回線・月)	62	C. のaの(e)の④ + 別紙5のE. の④ × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のもの(A) 当社の局内スイッチを利用する場合の② 保守の区別がタイプ1-1のもの		
料金(円/回線・月)	62	C. のaの(e)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの + 別紙5のE. の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のもの(A) 当社の局内スイッチを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの		
料金(円/回線・月)	1,352	B. のbの(c)の④ + C. のaの(e)の④ × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のもの(A) 当社の局内スイッチを利用しない場合の① ②以外の場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの		
料金(円/回線・月)	1,352	B. のbの(c)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの + C. のaの(e)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のもの(A) 当社の局内スイッチを利用しない場合の① ②以外の場合のC AB以外のもの		
料金(円/回線・月)	1,392	B. のbの(c)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ2のもの + C. のaの(e)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ2のもの × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合) 下部端末回線により伝送を行う機能のA 保守の区別がタイプ1-1のもの		
料金(円/回線・月)	892	B. のaの(c)の⑤ × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合) 下部端末回線により伝送を行う機能のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの		
料金(円/回線・月)	892	B. のaの(c)の⑤ × X I の保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合) 下部端末回線により伝送を行う機能のウ アイ以外のもの		
料金(円/回線・月)	918	B. のaの(c)の⑤ × X I の保守換算係数3の③のタイプ2のもの × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のもの(A) 当社の局内スイッチを利用しない場合の② 電話重畳する場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの		
料金(円/回線・月)	34	C. のaの(e)の④ × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のもの(A) 当社の局内スイッチを利用しない場合の② 電話重畳する場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの		
料金(円/回線・月)	34	C. のaの(e)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送方式を用いるもの (収容に係る制約条件が設けられているものであって、カド内に単独収容する場合があります。)(A) 当社の局内スイッチを利用する場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの		
料金(円/回線・月)	387	C. のaの(e)の④ + 別紙5のE. の④ + D. のbの③ × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送方式を用いるもの (収容に係る制約条件が設けられているものであって、カド内に単独収容する場合があります。)(A) 当社の局内スイッチを利用する場合の② 保守の区別がタイプ1-2のもの		
料金(円/回線・月)	387	C. のaの(e)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの + 別紙5のE. の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの + D. のbの③ × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送方式を用いるもの (収容に係る制約条件が設けられているものであって、カド内に単独収容する場合があります。)(イ) ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの		
料金(円/回線・月)	1,678	B. のbの(c)の④ + C. のaの(e)の④ + D. のbの③ × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送方式を用いるもの (収容に係る制約条件が設けられているものであって、カド内に単独収容する場合があります。)(イ) 当社の局内スイッチを利用しない場合の① ②以外の場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの		
料金(円/回線・月)	1,678	B. のbの(c)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの + C. のaの(e)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの + D. のbの③ × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送方式を用いるもの (収容に係る制約条件が設けられているものであって、カド内に単独収容する場合があります。)(イ) ②以外の場合のC AB以外のもの		
料金(円/回線・月)	1,717	B. のbの(c)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ2のもの + C. のaの(e)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ2のもの + D. のbの③ × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送方式を用いるもの (収容に係る制約条件が設けられているものであって、カド内に単独収容する場合があります。)(イ) 当社の局内スイッチを利用しない場合の② 電話重畳する場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの		
料金(円/回線・月)	359	C. のaの(e)の④ + D. のbの③ × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送方式を用いるもの (収容に係る制約条件が設けられているものであって、カド内に単独収容する場合があります。)(イ) 当社の局内スイッチを利用しない場合の② 電話重畳する場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの		
料金(円/回線・月)	359	C. のaの(e)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの + D. のbの③ × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) ア 端末回線により伝送を行う機能(128kb/sの符号伝送が可能なものに限る。)(A) 保守の区別がタイプ1-1のもの		
区分	金額等	備考
①OCU(円/回線・月)	36	別紙5のC. の(b)の④
②主記帳機(円/回線・月)	30	C. のbの(c)の④
③局内伝送路(円/回線・月)	137	別紙5のD. の③ × X I の保守換算係数2の②のタイプ1-1のもの
④料金(円/回線・月)	204	(①+②+③) × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)
・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) ア 端末回線により伝送を行う機能(128kb/sの符号伝送が可能なものに限る。)(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		
区分	金額等	備考
①OCU(円/回線・月)	36	別紙5のC. の(b)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②主記帳機(円/回線・月)	30	C. のbの(c)の④ × X I の保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路(円/回線・月)	137	別紙5のD. の③ × X I の保守換算係数2の②のタイプ1-2のもの
④料金(円/回線・月)	204	(①+②+③) × (1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)

②加算額

・2-1-2加算額(2)のイ 光ケーブル端末回路と一体として当社の屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を設置して利用する場合の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
①原価(円)	22,050	E. のaの⑤より
②光屋内配線の平均的な使用期間(年)	10	光ファイバ屋内ケーブルの耐用年数
③1回線当たり費用(円/回線・月)	184	①÷②÷12ヶ月×(1+ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-2加算額(2)のイ 光ケーブル端末回路と一体として当社の屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を設置して利用する場合の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
①原価(円)	23,162	E. のaとdの⑤について故障修理発生割合(H20年度実績(平日昼間:71.1%, 土日祝日昼間:28.9%))で加重して算定
②光屋内配線の平均的な使用期間(年)	10	光ファイバ屋内ケーブルの耐用年数
③1回線当たり費用(円/回線・月)	194	①÷②÷12ヶ月×ⅩⅠ. の保守換算係数3のタイプ1-2のもの×(1+ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-2加算額(2)のイ 光ケーブル端末回路と一体として当社の屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を設置して利用する場合の(ウ) (イ)以外のもの

区分	金額等	備考
①原価(円)	23,174	E. のa b c d eの⑤について故障修理発生割合(H20年度実績(平日昼間:72.6%, 平日夜間:5.1%, 平日深夜:1.9%, 土日祝日昼間:18.5%, 土日祝日深夜:1.9%))で加重して算定
②光屋内配線の平均的な使用期間(年)	10	光ファイバ屋内ケーブルの耐用年数
③1回線当たり費用(円/回線・月)	199	①÷②÷12ヶ月×ⅩⅠ. の保守換算係数3のタイプ2のもの×(1+ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

2.公衆電話機能

<公衆電話発信機能>

(1)原価の算定

A. 電話機コストに係る原価

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①指定設備管理運営費	4,806	参考1.設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	27	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	79	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	54	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	4,966	①+②+③+④

(単位:百万円)

⑥正味固定資産	2,863	参考2.設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	8	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	2	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	530	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	3,424	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	262	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	81	
⑬減価償却費	382	参考1.設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	107	

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(単位:百万円)

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(千時間)	3,414	Ⅹ料金設定に使用したトクセツより
②前々算定期間における接続料金(円/秒)	0.3321	平成20年度適用網使用料算定根拠の10の(2)の①のAのcに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入(百万円)	4,082	①×②

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額	897	(a)の⑤+(b)の①×(1+ⅩⅡ.料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(単位:百万円)

(e)原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	4,966	a)の⑤
②調整額	897	d)の①
③合計	5,863	①+②

(単位:百万円)

B. 端末回線コストに係る原価

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①1回線あたりコスト(円/回線・月)	1,242	1の(1)のB.のcの(a)の③+1の(1)のC.のbの(a)の③より
②加算料(円/回線・月)	285	別紙5のA.の①より
③回線数(回線)	119,903	Ⅹ料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
④年間コスト(百万円)	2,197	(①+②)×12ヶ月×③

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(単位:百万円)

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(千時間)	3,414	Ⅹ料金設定に使用したトクセツより
②前々算定期間における接続料金(円/秒)	0.1371	平成20年度適用網使用料算定根拠の10の(2)の①のBのfに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入(百万円)	1,685	①×②

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額	518	(a)の④+(b)の①×(1+ⅩⅡ.料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(単位:百万円)

(e)原価

区分	金額等	備考
①年間コスト	2,197	a)の④
②調整額	518	d)の①
③合計	2,715	①+②

(単位:百万円)

C. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものコストに係る原価

(a) 前々算定期間における費用

ア. 加入者線収容部

区分	金額等	備考
① 原価(百万円)	36,734	別紙5のF. の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの加入者線収容部より
② 加入者交換機能の原価への加算額	7,346	①×1/5
③ 上記以外	29,388	①-②
④ 回線数(回線)	19,395,423	X. 料金設定に使用した回線数の1. 端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑤ 1回線あたりコスト(円/回線・月)	126	③÷④÷12ヵ月 X I. 料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの

イ. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものうち、加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るものうち、RT~GC伝送路に係るもの

区分	金額等	備考
① 原価(百万円)	40,899	別紙5のF. の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの左記以外の電気信号の伝送に係るものRT~GC伝送路に係るものより
② 加入者交換機能の原価への加算額	16,359	①×2/5
③ 上記以外	24,540	①-②
④ 回線数(回線)	22,330,640	X. 料金設定に使用した回線数の1. 端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑤ 1回線あたりコスト(円/回線・月)	92	③÷④÷12ヵ月

ウ. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものうち、加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るものうち、RT~GC伝送路以外のもの

区分	金額等	備考
① 原価(百万円)	18,551	別紙5のF. の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの左記以外の電気信号の伝送に係るもの左記以外より
② 加入者交換機能の原価への加算額	3,710	①×1/5
③ 上記以外	14,841	①-②
④ 回線数(回線)	22,330,640	X. 料金設定に使用した回線数の1. 端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑤ 1回線あたりコスト(円/回線・月)	55	③÷④÷12ヵ月

エ. 年間コストの算定

区分	金額等	備考
① 1回線あたりコスト(円/回線・月)	273	②+③+④
② 加入者線収容部コスト	126	アの⑤より
③ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るものコストのうち、RT~GC伝送路のもの	92	イの⑤より
④ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るものコストのうち、RT~GC伝送路以外のもの	55	ウの⑤より
⑤ 回線数(回線)	119,903	X. 料金設定に使用した回線数の1. 端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑥ 年間コスト(百万円)	393	①×12ヶ月×⑤

(b) 前々算定期間における調整額

(単位: 百万円)

区分	金額等	備考
① 前々算定期間における調整額	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
① 前々算定期間における需要(千時間)	3,414	X. 料金設定に使用した7セクより
② 前々算定期間における接続料金(円/秒)	0.0266	平成20年度適用網使用料算定根拠の10の(2)の①のCのEのHに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③ 前々算定期間における収入(百万円)	327	①×②

(d) 調整額

(単位: 百万円)

区分	金額等	備考
① 調整額	67	((a)のEの⑥+(b)の①)×(1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

ア. 加入者線収容部

区分	金額等	備考
① 原価(百万円)	36,734	別紙5のF. の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの加入者線収容部より
② 加入者交換機能の原価への加算額	0	①×0/5
③ 上記以外	36,734	①-②
④ 回線数(回線)	19,395,423	X. 料金設定に使用した回線数の1. 端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑤ 1回線あたりコスト(円/回線・月)	158	③÷④÷12ヵ月

イ. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものうち、加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るものうち、RT~GC伝送路に係るもの

区分	金額等	備考
① 原価(百万円)	40,899	別紙5のF. の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの左記以外の電気信号の伝送に係るものRT~GC伝送路に係るものより
② 加入者交換機能の原価への加算額	32,719	①×4/5
③ 上記以外	8,180	①-②
④ 回線数(回線)	22,330,640	X. 料金設定に使用した回線数の1. 端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑤ 1回線あたりコスト(円/回線・月)	31	③÷④÷12ヵ月

ウ. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものうち、加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るものうち、RT~GC伝送路以外のもの

区分	金額等	備考
① 原価(百万円)	18,551	別紙5のF. の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの左記以外の電気信号の伝送に係るもの左記以外より
② 加入者交換機能の原価への加算額	0	①×0/5
③ 上記以外	18,551	①-②
④ 回線数(回線)	22,330,640	X. 料金設定に使用した回線数の1. 端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑤ 1回線あたりコスト(円/回線・月)	69	③÷④÷12ヵ月

エ. 原価の算定

区分	金額等	備考
① 1回線あたりコスト(円/回線・月)	258	②+③+④
② 加入者線収容部コスト	158	アの⑤より
③ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るものコストのうち、RT~GC伝送路のもの	31	イの⑤より
④ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るものコストのうち、RT~GC伝送路以外のもの	69	ウの⑤より
⑤ 回線数(回線)	119,903	X. 料金設定に使用した回線数の1. 端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑥ 年間コスト(百万円)	371	①×12ヶ月×⑤
⑦ 調整額(百万円)	67	(d)の①
⑧ 合計(百万円)	438	⑥+⑦

(2) 料金の設定

区分	金額等	備考
① 原価(百万円)	9,018	(1)のAの(e)の③+(1)のBの(e)の③+(1)のCの(e)の⑧
② 通信時間(千時間)	3,414	X. 料金設定に使用した7セクより
③ 料金(円/秒)	0.7355	①÷②×(1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)

<デジタル公衆電話発信機能>

(1) 原価の算定

A. 電話機等コストに係る原価

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①指定設備管理運営費	3,278	参考1.設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	22	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	67	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	46	③自己資本費用+(①)有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	3,413	①+②+③+④

(単位:百万円)

⑥正味固定資産	2,549	参考2.設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	7	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	20	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	310	(①)設備管理運営費-(⑫租税公課+(⑬減価償却費+(⑭固定資産除却損))×45,625日÷365日
⑩レートベース	2,883	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	221	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	47	
⑬減価償却費	664	参考1.設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	84	

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(単位:百万円)

(c) 前々算定期間における接続料にかかる収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(千時間)	2,261	X.料金設定に使用したトクセウより
②前々算定期間における接続料金(円/秒)	0.3382	平成20年度適用網使用料算定根拠の10の(2)の②のAのcに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入(百万円)	2,753	①×②

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額	669	((a)の⑤+(b)の①)×(1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(単位:百万円)

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	3,413	(a)の⑤
②調整額	669	(d)の①
③合計	4,082	①+②

(単位:百万円)

B. 端末回線コストに係る原価

(a) 前々算定期間における費用

ア. 端末回線部分

区分	金額等	備考
①1回線あたりコスト(円/回線・月)	1,242	1の(1)のB. のcの(a)の③+1の(1)のC. のbの(a)の③より
②加算料(円/回線・月)	285	別紙5のA. の⑩より
③回線数(千回線)	47,074	X.料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
④年間コスト(百万円)	863	((①+②)×12ヶ月×③)

イ. OCU部分

区分	金額等	備考
①1回線あたり(円/回線・月)	116	別紙5のC. の(a)の③より
②回線数(回線)	45,255	X.料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等のOCU算定に使用した回線数より
③年間コスト(百万円)	63	①×12ヶ月×②

ウ. 合計

区分	金額等	備考
①端末回線部分	863	アの④
②OCU部分	63	イの③
③合計	926	①+②

(単位:百万円)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(単位:百万円)

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(千時間)	2,261	X.料金設定に使用したトクセウより
②前々算定期間における接続料金(円/秒)	0.0891	平成20年度適用網使用料算定根拠の10の(2)の②のBのcのウに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入(百万円)	725	①×②

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額	203	((a)のウの③+(b)の①)×(1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(単位:百万円)

(e) 原価

区分	金額等	備考
①年間コスト	926	(a)のウの③
②調整額	203	(d)の①
③合計	1,129	①+②

(単位:百万円)

C. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものコストに係る原価

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
① 1回線あたりコスト(円/回線・月)	147	②+③
② 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、RT~GC伝送路のもの	92	公衆電話発信機能の(1)のCの(a)のイの⑤
③ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、RT~GC伝送路以外のもの	55	公衆電話発信機能の(1)のCの(a)のウの⑤
④ 回線数(回線)	45,255	X 料金設定に使用した回線数の1. 端末回線数等のOCU算定に使用した回線数より
⑤ 年間コスト(百万円)	80	①×12ヶ月×④

(b) 前々算定期間における調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
① 前々算定期間における調整額	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
① 前々算定期間における需要(千時間)	2,261	IX 料金設定に使用したトクセクより
② 前々算定期間における接続料金(円/秒)	0.0071	平成20年度適用網使用料算定根拠の10の(2)の②のCのgに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③ 前々算定期間における収入(百万円)	58	①×②

(d) 調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
① 調整額	22	((a)の⑤+(b)の①)×(1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
① 1回線あたりコスト(円/回線・月)	100	②+③
② 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、RT~GC伝送路のもの	31	公衆電話発信機能の(1)のCの(e)のイの⑤
③ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、RT~GC伝送路以外のもの	69	公衆電話発信機能の(1)のCの(e)のウの⑤
④ 回線数(回線)	45,255	X 料金設定に使用した回線数の1. 端末回線数等のOCU算定に使用した回線数より
⑤ 年間コスト(百万円)	54	①×12ヶ月×④
⑥ 調整額(百万円)	22	(d)の①
⑦ 合計(百万円)	76	⑤+⑥

(2) 料金の設定

区分	金額等	備考
① 原価(百万円)	5,287	(1)のAの(e)の③+(1)のBの(e)の③+(1)のCの(e)の⑦
② 通信時間(千時間)	2,261	IX 料金設定に使用したトクセクより
③ 料金(円/秒)	0.6513	①÷②×(1+X II. 料金設定に使用した貸倒率)

3.回線管理機能

(1)原価の算定

(a)前々算定期間における費用

区分	a ア、イ、ウ、エ 共通的に発生する SO管理(交付 等)、DB管理等に かかる費用	b ア、ウ、エ 共通的に発生する 新たに回線設置す るための設備選定 等にかかる費用	c イのみにおいて発 生する電話回線に 運営するための名 義確認等にかかる 費用	合計	備 考
①費用(百万円)	3,314	870	142	4,326	ア+イ+ウ+エ
ア.PHS基地局回線	102	12	0	114	1の(1)のAの⑤「端末系伝送路 回線管理運営 DB管理および料金計算 電話等(再掲)PHS基地局回線」および「端末系伝送路 回線管理運営 料金請求」
イ.ラインシェアリング	1,197	0	142	1,339	1の(1)のAの⑤「端末系伝送路 回線管理運営 DB管理及び料金計算 相互接続回線 ラインシェアリング」
ウ.帯域透過端末回線	1,389	803	0	2,192	1の(1)のAの⑤「端末系伝送路 回線管理運営 DB管理及び料金計算 相互接続回線 帯域透過端末回線」
エ.光ファイバ	626	55	0	681	1の(1)のAの⑤「端末系伝送路 回線管理運営 DB管理及び料金計算 相互接続回線 光ファイバ」

(b)前々算定期間における調整額

区分	a	b	c	合計	備 考
①前々算定期間における調整額(百万円)	0	0	0	—	平成20年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

区分	a	b	c	合計	備 考
①前々算定期間における需要(回線)	5,658,914	2,945,860	2,713,054	—	X. 料金設定に使用した回線数の1の回線管理運営機能算定に使用した回線数より
②前々算定期間における接続料金(円)	52	37	5	—	平成20年度適用網使用料算定根拠の13の(2)のcに平成20年度適用網使用料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入(百万円)	3,531	1,308	163	—	①×②÷12ヶ月

(d)調整額

区分	a	b	c	合計	備 考
①調整額(百万円)	▲208	▲436	▲21	—	((a)の①+(b)の①)×(1+X II. 料金設定に使用した貸借率)-(c)の③

(e)原価

区分	a	b	c	合計	備 考
①前々算定期間における費用(百万円)	3,314	870	142	—	(a)の①
②調整額(百万円)	▲208	▲436	▲21	—	(d)の①
③合計(百万円)	3,106	434	121	—	①+②

(2)料金の設定

区分	a	b	c	合計	備 考
①原価(百万円)	3,106	434	121	—	(1)の(e)の③
②回線数(回線)	5,658,914	2,945,860	2,713,054	—	X. 料金設定に使用した回線数の1の回線管理運営機能算定に使用した回線数より
③料金(円/回線・月)	46	12	4	—	①÷②÷12ヶ月

・DSL回線管理機能 ア イ以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	50	(③のa*③のc)×(1+X II. 料金設定に使用した貸借率)

・DSL回線管理機能 イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの

- ・下部端末回線管理機能
- ・PHS基地局回線管理機能
- ・光回線設備管理機能
- ・IP通信網回線管理機能
- ・端末回線伝送機能管理機能
- ・光信号分岐端末回線管理機能
- ・光信号局内回線管理機能
- ・固定無線宅内設備管理機能

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	58	(③のa*③のb)×(1+X II. 料金設定に使用した貸借率)

### Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

#### (1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,372,673 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	6,948 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0029 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

#### (2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

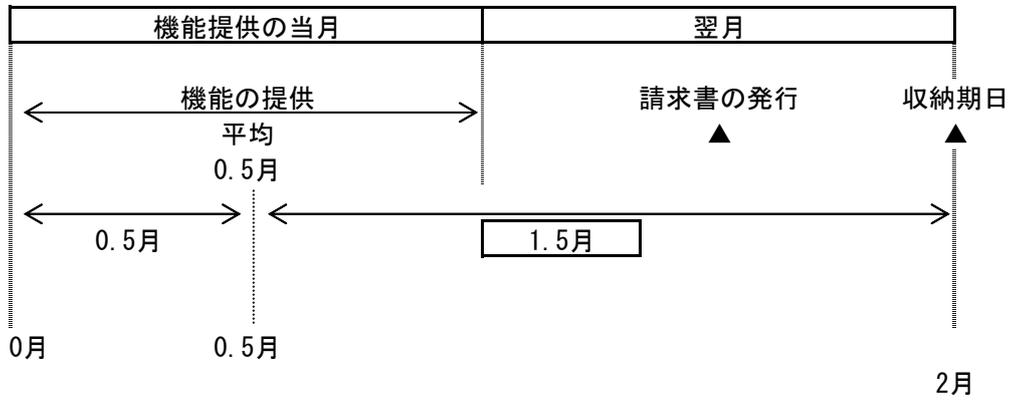
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,833,259 (A)
貯蔵品 (※)	22,305 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0079 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

#### IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

##### (1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



##### (2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1) より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H20)稼働ベース		レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 2,833,259	有利子負債 1,282,698 (0.362)	H20稼働 電気通信事業固定資産 2,833,259	③圧縮後の資本構成比 →	有利子負債 1,282,698 (0.427)	↑ 負債 ↓
	その他の負債 450,457 (0.127)			退職給付引当金 229,826 (0.077)	
	退職給付引当金 322,937 (0.091)			自己資本 1,488,569 (0.496)	
流動資産等 711,402	自己資本 1,488,569 (0.420)	貯蔵品(月平均) 22,305	←	投資等 7,707	↑ 資本 ↓
		②流動資産の 圧縮 ▲543,567		運転資本 137,822	
計 3,544,661	①流動資産の理論値と 実績の差 167,835-711,402=▲543,567	計 3,001,094		計 3,001,094	

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \left( \frac{1,282,698 + 229,826}{3,001,094} \right) = \boxed{0.504}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,282,698}{1,282,698 + 229,826} = \boxed{0.848}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.848}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.152}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.504}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.496}$$

## VI. 他人資本利率の算定

### (1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成20年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{1.54\%}$$

(単位：%)

区分 \ 年度	20
他人資本利率	1.54

(注) 借入金の平均利率である。

### (2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{1.56\%}$$

(単位：%)

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	平均
他人資本利率	1.52	1.40	1.79	1.63	1.48	1.56

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

### (3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 1.54\% \times 0.848 + 1.56\% \times 0.152 = \boxed{1.54\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	18	19	20	2年平均	
①主要企業の自己資本利益率(注1)	6.10	7.21	1.13	—	
β値の適用	○	○	×	—	
②リスクフリーレート(注2)	1.79	1.63	1.48	—	
①-②	4.31	5.58	—	—	
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	4.38	4.98	—	4.68

(注1) 主要企業の自己資本利益率は「日経経営指標」より。ただし平成20年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。ただし、平成20年度については主要企業の自己資本利益率がリスクフリーレートを下回っているため除外している。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	16	17	18	19	20	
主要企業の自己資本利益率	5.39	7.08	6.10	7.21	1.13	5.38

(注) 「日経経営指標」より。ただし平成20年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 4.68%

## VIII. 利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

$$\text{利益対応税率} = \boxed{65.40\%}$$

(算定方法)

### 1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

②事業税実効税率

事業税額を  $x_1$ 、地方特別法人税を  $x_2 (= x_1 \times 1.48)$  とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = 0.0271y$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を  $x_2$  とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= 0.0401y$$

④法人税実効税率

法人税額を  $x_3$  とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.3$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.3$$

$$= 0.2798y$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_4$  とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2798y \times 0.05 =$$

$$0.0140y$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_5$  とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2798y \times 0.123 =$$

$$0.0344y$$

⑦税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5$$

$$= 0.3954y$$

### 2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3954y}{(1-0.3954)y} = \frac{0.3954y}{0.6046y} = 0.6540$$

税引前利益	$y$
利益対応税	$x = 0.3954y$
税引後利益	$z = (1-0.3954)y$

IX. 料金設定に使用したトラヒック

機能別トラヒックは、A. 平成20年度のサービス別トラヒック実績（加入電話・市内通話、市外通話等）にB. 機能ごとの経由回数に乗じて算定した。

機能別トラヒック

区分	通信回数(千回)	通信時間(千時間)	備考
①加入者交換機能	41,956,387	1,380,598	GC以下伝送路 1,471,947千時間
②中継系交換機能	23,550,158	818,642	---
③中継伝送機能	20,975,959	730,260	---
番号案内サービス接続機能	④自動案内 137	9	---
番号案内サービス接続機能	⑤手動案内 140,763	1,396	平均 35.7秒
⑥手動交換サービス接続機能	386	-	---
⑦公衆電話発信機能	-	3,414	---
⑧デジタル公衆電話発信機能	-	2,261	---

A. H20年度のサービス別トラヒック実績

区分				通信回数(千回)	通信時間(千時間)		
加入電話等及びISDN (第1種(INS64)及び第2種(INS1500)(通話モード+デジタルモード64Kb/s))	自動通話	MA内	自ユニット内	2,640,032	92,967		
			自ビル内自ユニット外	111,380	3,922		
			自ビル外	1,583,546	55,763		
			MA間ZA内	1,143,683	40,180		
			ZA間	57,568	1,609		
			GC接続	18,221,208	559,009		
			IC接続	14,872,622	516,064		
			IC接続IC経由	5,208,026	183,986		
			交換機能メニュー等	169,416	9,599		
			リダイレクション	41,315	2,137		
		手動通話	下記以外	1,116	53		
			GC接続	318	22		
			IC接続	403	31		
			IC接続IC経由	794	64		
			(再掲)手動固有トラヒック	214	22		
公衆電話	自動通話	MA内	自ユニット内	44,779	803		
			自ビル内自ユニット外	1,889	34		
			自ビル外	26,860	481		
		MA間ZA内	11,545	357			
		ZA間	353	11			
		GC接続	19,891	456			
		IC接続	58,839	1,074			
		交換機能メニュー(公衆電話利用分)	2,297	173			
		手動通話	下記以外	68	7		
			IC接続	106	12		
	デジタル公衆電話	自動通話	MA内	自ユニット内	18,585	392	
				自ビル内自ユニット外	784	17	
自ビル外				11,148	235		
MA間ZA内			6,314	183			
ZA間			206	6			
GC接続			18,221	480			
IC接続			28,139	639			
交換機能メニュー(デジタル公衆電話利用分)			3,321	299			
番号案内			自動案内	MA内	自ユニット内	15	1
					自ビル内自ユニット外	1	0
	自ビル外	9			1		
	MA間ZA内	4		0			
	ZA間	108		7			
	あんないゾーン	MA内		自ユニット内	0	0	
				自ビル内自ユニット外	0	0	
				自ビル外	0	0	
	MA間ZA内	ZA間		0	0		
		ZA間		0	0		
		ZA間	0	0			
	手動案内	GC接続	ZA内	28,155	279		
			ZA間	50,596	502		
IC接続		ZA内	27,616	274			
		ZA間	34,396	341			
合計				44,445,673	1,472,468		

B. 機能ごとの経由回数

①加入者交換機能	②中継系交換機能	③中継伝送機能	番号案内サービス接続機能		⑥手動交換サービス接続機能	⑦公衆電話発信機能	⑧デジタル公衆電話発信機能
			④自動案内	⑤手動案内			
1							
2							
2	1	2					
2	1	2					
2	2	2					
1							
1	1	1					
	1						
	1	1					
1	2	2					
2	3,2512	2					
1							
					1		
1						1	
2							1
2	1	2					1
2	1	2					1
2	2	2					1
1							1
1	1	1					1
							1
2	3,2512	2			1	0.6948	0.3052
1	1	1			1	0.6948	0.3052
1							1
2				1			1
2				1			1
2	1	2		1			1
2	2	2		1			1
1							1
1	1	1					1
2							1
2	1	2		1			1
2	1	2		1			1
1	1	1			1	0.0156	0.0068
1	2	1			1	0.0156	0.0068
					1		
	2			1			

X. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成20年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
<b>加入者回線</b>				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	2,715,675	1	1.00	2,715,675
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	22,528,740	1	1.00	22,528,740
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	429,597	1	1.03	442,485
(4) 4線式	40,572	2	1.03	83,578
(5) メタルサービス小計	25,714,584	-	-	25,770,478
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	16,530	1	1.00	16,530
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	1,280,030	1	1.00	1,280,030
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	244,373	1	1.03	251,704
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	6	2	1.00	12
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	18,828	2	1.00	37,656
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	4,969	2	1.03	10,236
(12) 4芯式	37	4	1.03	152
(13) 光サービス小計	1,564,773	-	-	1,596,320
(14) 計 ((5)+(13))	27,279,357	-	-	27,366,798

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数

(15) メタルサービス・2線式	4,051,511
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	1,233,030
(17) 光サービス	1,541,038
(18) 計 ((15)+(17))	5,592,549

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	2,174,646
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	23,595,832
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	25,770,478

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,819,226
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	22,951,252
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	25,770,478

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成20年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
<b>加入者回線</b>				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	2,715,675	1	1.00	2,715,675
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	22,528,740	1	1.00	22,528,740
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	429,597	1	1.03	442,485
(28) 4線式	40,572	2	1.03	83,578
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	318,299	1	1.00	318,299
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	4,546,438	1	1.00	4,546,438
(31) メタルサービス小計	30,579,321	-	-	30,635,215
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	16,530	1	1.00	16,530
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	1,280,030	1	1.00	1,280,030
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	244,373	1	1.03	251,704
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	2,136	2	1.00	4,272
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	18,828	2	1.00	37,656
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	4,969	2	1.03	10,236
(38) 4芯式	37	4	1.03	152
(39) 光サービス小計	1,566,903	-	-	1,600,580
(40) 計 ((31)+(39))	32,146,224	-	-	32,235,795

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	2,174,646
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	28,460,569
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	30,635,215

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,819,226
(45) 追加MDF	-	-	-	4,864,737
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	22,951,252
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	30,635,215

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成20年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
<b>OCU使用回線</b>				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	136,608	1	1.00	136,608
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	2,766,574	1	1.00	2,766,574
(50) (再)デジタル公衆電話・タイプ1-2 (注2)	45,255	1	1.00	45,255
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	2	1	1.00	2
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	20,956	1	1.00	20,956
(53) 計 ((48)+(49)+(51)+(52))	2,969,395	-	-	2,969,395

・回線管理運営機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成20年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	22,198,068
(55) (再) PHS基地局回線	168,646
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	2,713,054
(57) 帯域透過端末回線・相互接続回線	2,561,933
(58) 光ファイバ・相互接続回線	215,281
(59) 上記以外の回線数	6,671,362
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	34,359,698
(61) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	5,658,914
(62) (再) 相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	2,945,860

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成20年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	23,541,231
(64) DSL回線故障対応機能契約数	1,847,949
(65) 計 ((63)+(64))	25,389,180

・公衆電話機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成20年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66) アナログ公衆電話	119,903
(67) デジタル公衆電話	47,074
(68) 計 ((66)+(67))	166,977
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数 (加入電話・アナログ公衆電話)	19,395,423
(70) デジタル回線数 (INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	2,935,217
(71) 計 ((69)+(70))	22,330,640

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成20年度 稼働回線数
(72) 計	1,833,403

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成20年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b 換算後 稼働回線数
(73) 3 Mb/s	27,280	42	1,145,760
(74) 6 Mb/s	1,685	77	129,745
(75) 9 Mb/s	359	92	33,028
(76) 12 Mb/s	803	108	86,724
(77) 15 Mb/s	79	123	9,717
(78) 18 Mb/s	73	138	10,074
(79) 21 Mb/s	47	154	7,238
(80) 24 Mb/s	146	169	24,674
(81) 27 Mb/s	11	185	2,035
(82) 30 Mb/s	14	200	2,800
(83) 33 Mb/s	18	215	3,870
(84) 36 Mb/s	25	231	5,775
(85) 39 Mb/s	11	246	2,706
(86) 42 Mb/s	47	262	12,314
(87) 計	30,598		1,476,460

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成20年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(89) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	62,313	1	1.00	62,313
(90) 100Mbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	1,308	1	1.03	1,347
(91) 100Mbit/sタイプ 小計	63,621	-	-	63,660
(92) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	0	1.00	0
(93) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	309,416	1	1.00	309,416
(94) 1Gbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	631	1	1.03	650
(95) 1Gbit/sタイプ 小計	310,047	-	-	310,066

・固定無線通信（FWA）の算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成20年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
・固定無線通信（FWA）				
(96) 固定無線通信網終端装置・タイプ1-2 (注2)	38	1	1.00	38
(97) 固定無線基地局伝送路・タイプ1-2 (注2)	88	1	1.00	88
(98) 固定無線宅内設備・タイプ1-2 (注2)	2,791	1	1.00	2,791

・局外スプリッタ算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成20年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(99) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(100) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2 (注2)	299,855	1	1.00	299,855
(101) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ2 (注3)	6,263	1	1.03	6,451
(102) 局外スプリッタ（4分岐）小計	306,118	-	-	306,306
(103) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1 (注1)	12,163	1	1.00	12,163
(104) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2 (注2)	715,180	1	1.00	715,180
(105) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ2 (注3)	3,159	1	1.03	3,254
(106) 局外スプリッタ（8分岐）小計	730,502	-	-	730,597

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成20年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(107) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(108) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2 (注2)	369	1	1.00	369
(109) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2 (注3)	0	1	1.03	0
(110) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	369	-	-	369
(111) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(112) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-2 (注2)	9,949	1	1.00	9,949
(113) メディアコンバータ（集線型）・タイプ2 (注3)	823	1	1.03	848
(114) メディアコンバータ（集線型）小計	10,772	-	-	10,797
(115) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(116) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-2 (注2)	29,076	1	1.00	29,076
(117) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ2 (注3)	1,294	1	1.03	1,333
(118) メディアコンバータ（非集線型）小計	30,370	-	-	30,409

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成20年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号多重分離機能（局内スプリッタ）				
(119) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(120) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2 (注2)	192,753	1	1.00	192,753
(121) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2 (注3)	881	1	1.03	907
(122) 局内スプリッタ（4分岐）小計	193,634	-	-	193,660
(123) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(124) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2 (注2)	50,301	1	1.00	50,301
(125) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2 (注3)	1,054	1	1.03	1,086
(126) 局内スプリッタ（8分岐）小計	51,355	-	-	51,387

・特別収容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

(単位：台・ポート)

区分	a. 平成20年度 稼働回線数 (注7)
特別収容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(127) LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	7
(128) LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの（収容局ルータ及び中継局ルータ接続）	1,583
(129) LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,167
(130) ATMインタフェースによりの符号伝送が可能なもの	5,182
(131) ISDN一次群ユーザインタフェースにより符号伝送が可能なもの	29,780
(132) 計 ((127)+(128)+(129)+(130)+(131))	39,719

・特別帯域透過端末回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成20年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(133) 特別帯域透過端末回線・タイプ1-1 (注1)	27	1	1.00	27

- (注) 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。  
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。  
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。  
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。  
 5 保守換算係数はX Iの保守換算係数の3.③より。  
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。  
 7 (127)、(128)は台、(129)、(130)及び、(131)はポート。

X I . 料金設定に使用した保守換算係数

1. II-6 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.500
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.700
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.014
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	11.1
b. その他のコストの割合	88.9
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.978
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.994
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.232
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	10.8
b. その他のコストの割合	89.2
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$

3. 1, 2以外に適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.978
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.994
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.232
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	10.8
b. その他のコストの割合	89.2
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

## X II .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H20	備考
①接続料の貸倒額	705	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	263,774	H20年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.26727%	①÷②

(別紙1)

加入者回線・主配線盤の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	加入者回線			メタル主配線盤	主配線盤	
			局外RTに收容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付		局外RTに收容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
営業費	・取得資産額比	7	0	7	0	0	0	0
(再)貸倒損失	—	0	0	0	0	0	0	0
運用費	—	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	189,904	5,493	184,411	9,312	4,701	38	4,663
共通費	・施設保全費支出額比	8,688	315	8,373	340	1,046	13	1,033
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	16,347	536	15,811	769	512	8	504
試験研究費	・取得資産額比	3,318	282	3,036	4	62	15	47
通信設備使用料	・取得資産額比	22	1	21	8	8	0	8
租税公課	・正味資産額比	28,235	1,394	26,841	20	544	11	533
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	78,993	5,754	73,239	80	2,601	161	2,440
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	14,113	781	13,332	23	272	2	270
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	3,444	230	3,214	13	134	1	133
合計	—	339,627	14,557	325,070	10,556	9,746	248	9,498

(※) 收容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

(別紙2)

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	メタル設備の みを用いる加入者回線			メタル主配線盤	局外RTIに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	
			局外RTIに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付				
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
		正味価額	0	0	0	0	0	0	
	市内電話機械設備	取得価額	3,601	111	3,490	3,490	68,449	1,695	66,753
		減価償却累計額	3,336	103	3,233	3,233	62,234	1,267	60,967
		正味価額	265	8	257	257	6,215	428	5,786
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	0	
正味価額		0	0	0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	1,200	0	1,200	0	0	0	0	
	減価償却累計額	969	0	969	0	0	0	0	
	正味価額	231	0	231	0	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	3,962	0	3,962	0	0	0	0	
	減価償却累計額	3,630	0	3,630	0	0	0	0	
	正味価額	332	0	332	0	0	0	0	
電力設備	取得価額	3,581	193	3,388	1,347	1,232	14	1,217	
	減価償却累計額	2,938	158	2,779	1,105	1,010	998	998	
	正味価額	643	35	608	242	221	3	219	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	130	5	125	0	378	0	378	
	減価償却累計額	117	5	113	0	343	0	343	
	正味価額	12	0	12	0	35	0	35	
空中線設備	取得価額	161	0	161	0	0	0	0	
	減価償却累計額	132	0	132	0	0	0	0	
	正味価額	29	0	29	0	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,546,711	128,659	2,418,053	0	0	0	
		減価償却累計額	2,116,055	93,974	2,022,080	0	0	0	
		正味価額	430,657	34,684	395,972	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,558,517	60,366	1,498,151	0	0	0	0	
	減価償却累計額	1,219,602	47,391	1,172,211	0	0	0	0	
	正味価額	338,915	12,975	325,940	0	0	0	0	
海底線設備	取得価額	4,545	136	4,409	0	0	0	0	
	減価償却累計額	4,280	110	4,170	0	0	0	0	
	正味価額	265	26	239	0	0	0	0	
建物	取得価額	105,210	4,259	100,951	124	63,385	792	62,594	
	減価償却累計額	70,516	2,860	67,656	83	42,878	535	42,343	
	正味価額	34,695	1,400	33,295	41	20,507	256	20,251	
構築物	取得価額	8,640	358	8,282	10	5,736	72	5,664	
	減価償却累計額	7,124	295	6,829	8	4,729	59	4,670	
	正味価額	1,516	63	1,453	2	1,007	13	994	
機械及び装置	取得価額	3,128	117	3,011	4	67	1	66	
	減価償却累計額	2,727	100	2,627	3	59	1	58	
	正味価額	400	16	384	0	8	0	8	
車両及び船舶	取得価額	533	12	521	1	5	0	5	
	減価償却累計額	443	10	433	1	4	0	4	
	正味価額	91	2	88	0	1	0	1	
工具、器具及び備品	取得価額	17,626	639	16,987	21	419	13	406	
	減価償却累計額	14,277	495	13,782	17	340	8	332	
	正味価額	3,349	144	3,205	4	79	4	74	
リース資産	取得価額	4,960	157	4,804	6	126	1	125	
	減価償却累計額	2,400	76	2,324	3	60	1	60	
	正味価額	2,560	80	2,480	3	66	0	65	
土地	取得価額	15,586	601	14,984	18	7,234	90	7,143	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	15,586	601	14,984	18	7,234	90	7,143	
建設仮勘定	取得価額	11,059	686	10,373	13	93	6	87	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	11,059	686	10,373	13	93	6	87	
無形固定資産	取得価額	96,552	3,625	92,928	114	1,151	20	1,131	
	減価償却累計額	72,528	2,719	69,809	86	878	16	862	
	正味価額	24,025	906	23,119	28	274	5	269	
合計	取得価額	4,385,704	199,925	4,185,779	5,149	148,274	2,706	145,569	
	減価償却累計額	3,521,075	148,298	3,372,777	4,540	112,536	1,899	110,637	
	正味価額	864,629	51,627	813,002	609	35,738	807	34,932	

(※) 収容局から局外RTIまでの光信号端末伝送路を含む。

(別紙3)

## メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル回線設備のみを用いる加入者回線	加入者回線		(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
			上部区間	下部区間	
営業費	・取得資産額比	7	4	3	0.000
(再) 貸倒損失	—	0	0	0	0.000
運用費	—	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	184,411	43,674	140,737	0.161
共通費	・施設保全費支出額比	8,373	1,983	6,390	0.007
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	15,811	3,745	12,066	0.014
試験研究費	・取得資産額比	3,036	620	2,416	0.003
通信設備使用料	・取得資産額比	21	1	20	0.000
租税公課	・正味資産額比	26,841	15,234	11,607	0.013
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	73,239	27,988	45,251	0.052
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	13,332	4,394	8,938	0.010
(再) 除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	3,214	678	2,536	0.003
合計	—	325,070	97,644	227,426	0.260

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

## メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目		主な配賦基準	メタル 加入者 回線 のみを用 いる	上部区間		下部区間	
							(再掲)特別帯域透 過端末回線に係る もの(※)
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	市内電話機械設備	取得価額	3,490	1,691	1,799	0.002	
		減価償却累計額	3,233	1,566	1,667	0.002	
		正味価額	257	125	133	0.000	
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
正味価額		0	0	0	0.000		
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
伝送機械設備	取得価額	1,200	0	1,200	0.001		
	減価償却累計額	969	0	969	0.001		
	正味価額	231	0	231	0.000		
無線機械設備	取得価額	3,962	0	3,962	0.005		
	減価償却累計額	3,630	0	3,630	0.004		
	正味価額	332	0	332	0.000		
電力設備	取得価額	3,388	184	3,204	0.004		
	減価償却累計額	2,779	151	2,628	0.003		
	正味価額	608	33	575	0.001		
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
総合監視システム	取得価額	125	123	2	0.000		
	減価償却累計額	113	111	2	0.000		
	正味価額	12	12	0	0.000		
空中線設備	取得価額	161	0	161	0.000		
	減価償却累計額	132	0	132	0.000		
	正味価額	29	0	29	0.000		
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
端末設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,418,053	990,034	1,428,019	1.634	
		減価償却累計額	2,022,080	909,881	1,112,199	1.273	
		正味価額	395,972	80,153	315,820	0.361	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
土木設備	取得価額	1,498,151	1,498,151	0	0.000		
	減価償却累計額	1,172,211	1,172,211	0	0.000		
	正味価額	325,940	325,940	0	0.000		
海底線設備	取得価額	4,409	4,409	0	0.000		
	減価償却累計額	4,170	4,170	0	0.000		
	正味価額	239	239	0	0.000		
建物	取得価額	100,951	50,691	50,260	0.058		
	減価償却累計額	67,656	33,914	33,742	0.039		
	正味価額	33,295	16,777	16,518	0.019		
構築物	取得価額	8,282	4,077	4,205	0.005		
	減価償却累計額	6,829	3,362	3,467	0.004		
	正味価額	1,453	715	738	0.001		
機械及び装置	取得価額	3,011	1,863	1,148	0.001		
	減価償却累計額	2,627	1,627	1,000	0.001		
	正味価額	384	236	148	0.000		
車両及び船舶	取得価額	521	377	144	0.000		
	減価償却累計額	433	313	120	0.000		
	正味価額	88	64	24	0.000		
工具、器具及び備品	取得価額	16,987	9,918	7,069	0.008		
	減価償却累計額	13,782	8,175	5,607	0.006		
	正味価額	3,205	1,743	1,462	0.002		
リース資産	取得価額	4,804	2,870	1,934	0.002		
	減価償却累計額	2,324	1,390	934	0.001		
	正味価額	2,480	1,480	1,000	0.001		
土地	取得価額	14,984	7,847	7,137	0.008		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	14,984	7,847	7,137	0.008		
建設仮勘定	取得価額	10,373	5,883	4,490	0.005		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	10,373	5,883	4,490	0.005		
無形固定資産	取得価額	92,928	82,152	10,776	0.012		
	減価償却累計額	69,809	61,964	7,845	0.009		
	正味価額	23,119	20,188	2,931	0.003		
合計	取得価額	4,185,779	2,660,270	1,525,509	1.746		
	減価償却累計額	3,372,777	2,198,836	1,173,941	1.343		
	正味価額	813,002	461,434	351,568	0.402		

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

(別紙5) 料金算定に使用した単金等

網使用料算定根拠<平成21年12月9日認可申請>より引用

A. 施設設置負担金の適用のないサービスにおける加算料

区分	金額等	備考
①施設設置負担金の額(円/回線)	36,000	
②平均償却年数(年)	14	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成20年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,571	①÷②
④他人資本費用(円)	140	⑪レート×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	418	⑪レート×自己資本比率×自己資本利率
⑥利益対応税(円)	287	(⑤自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	3,416	③+④+⑤+⑥
⑧施設設置負担金の適用のないサービスの回線数	1,233,030	Xの1の(16)
⑨加算料相当費用(百万円)	4,212	⑦×⑧
⑩1回線あたり加算料相当費用	285	⑨÷12ヶ月
⑪レートベース(円/回線)	18,000	①×0.5(レート×残高率)
⑫有利子負債以外の負債の額(円)	1,379	⑪レート×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

B. DSL回線故障対応機能

区分	金額等	備考
①費用(百万円)	10,647	1. 端末回線伝送機能の(1)原価の算定のA. 設備区分別の費用の⑤試験受付
②回線数(回線)	25,389,180	Xの1の(65)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	35	①÷②÷12ヶ月

C. メタル設備を用いるOCU

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	4,057	1. 端末回線伝送機能の(1)原価の算定のA. 設備区分別の費用の⑤OCU
②1SDN回線数(回線)	2,903,182	Xの1の(48)+(49)
③1回線あたり費用(円/回線(2線式)・月)	116	①÷②÷12ヶ月

(b) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	4,057	1. 端末回線伝送機能の(1)原価の算定のD. OCUのb. メタル設備を用いるOCUの(a)の①
②調整額(百万円)	▲2,795	1. 端末回線伝送機能の(1)原価の算定のD. OCUのb. メタル設備を用いるOCUの(d)の①
③合計(百万円)	1,262	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2線式)・月)	36	③÷(1. 端末回線伝送機能の(1)原価の算定のD. OCUのb. メタル設備を用いるOCUの(a)の②)÷12ヶ月

D. ISM折返し接続機能(128kb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	1,466	
②他人資本費用(円/回線・年)	53	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
③自己資本費用(円/回線・年)	158	
④利益対応税(円/回線・年)	109	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	1,786	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	149	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	0	平成20年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	161	平成20年度適用網使用料算定根拠の1の(2)のEのfに平成20年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・年)	▲12	(⑥+⑦)×(1+平成20年度適用網使用料算定根拠のX.V. 料金設定に使用した貸倒率)-⑧
⑩1回線あたり原価(円/回線・月)	137	⑥+⑨

E. スプリッタ(DSL)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	862	1. 端末回線伝送機能の(1)原価の算定のK. スプリッタ(DSL)の(a)の①
②調整額(百万円)	▲236	1. 端末回線伝送機能の(1)原価の算定のK. スプリッタ(DSL)の(d)の①
③合計(百万円)	626	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	28	③÷(1. 端末回線伝送機能の(1)原価の算定のK. スプリッタ(DSL)の(a)の②)÷12ヶ月

(別紙5) 料金算定に使用した単金等

網使用料算定根拠<平成21年12月9日認可申請>より引用

F. 端末系交換機能

(単位:百万円)

区分	端末系交換設備(音声)の左記以外						備考	
	回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの					左記以外		
	加入者線収容部	左記以外						
		電気信号の伝送に係るもの		光信号の伝送に係るもの				
RT~GC伝送路に係るもの		左記以外						
①指定設備管理運営費	185,304	85,251	32,762	35,542	16,808	139	100,052	参考1.設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,585	1,834	657	886	288	3	1,752	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	10,723	5,484	1,964	2,649	862	9	5,240	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	7,374	3,771	1,351	1,822	593	6	3,603	(③自己資本費用+(⑪有利負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	206,986	96,340	36,734	40,899	18,551	157	110,647	①+②+③+④
⑥正味固定資産	442,364	227,389	80,991	110,383	35,653	362	214,975	参考2.設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,283	659	235	320	103	1	623	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	3,495	1,796	640	872	282	3	1,698	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	14,810	6,390	2,725	2,543	1,111	10	8,420	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	461,952	236,234	84,591	114,118	37,149	376	225,716	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利負債以外の負債の額	35,389	18,097	6,480	8,742	2,846	29	17,292	⑩レートベース×他人資本比率×有利負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	8,649	5,320	1,385	2,959	965	11	3,329	参考1.設備区分別の費用明細表より
⑬減価償却費	55,455	27,777	9,230	11,722	6,782	42	27,678	
⑭固定資産除却損	2,721	1,034	344	515	172	3	1,687	







(参考3)

設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	指定設備管理部門				
	(端末系伝送路の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
営業費	16,271	7	0	0	16,263
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	195,435	189,904	1,153	585	3,794
共通費	9,660	8,688	181	57	733
管理費	17,753	16,347	194	58	1,154
試験研究費	3,609	3,318	192	98	0
通信設備使用料	67	22	40	5	0
租税公課	28,572	28,235	120	114	103
減価償却費	88,169	78,993	2,239	1,349	5,588
固定資産除却費	14,433	14,113	131	82	107
(再)除却損	3,656	3,444	78	43	91
合計	373,969	339,627	4,251	2,348	27,743

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成20年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等		指定設備管理部門				
		(端末系伝送路 電気信号の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
資産の項目		取得価額				
		減価償却累計額				
		正味価額				
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	38,211	3,601	34,608	2
		減価償却累計額	31,893	3,336	28,555	2
		正味価額	6,318	265	6,053	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	14,333	1,200	9,631	3,502	
	減価償却累計額	13,114	969	9,134	3,011	
	正味価額	1,218	231	497	490	
無線機械設備	取得価額	4,493	3,962	0	532	
	減価償却累計額	3,901	3,630	0	271	
	正味価額	593	332	0	261	
電力設備	取得価額	9,978	3,581	5,885	512	
	減価償却累計額	8,185	2,938	4,827	420	
	正味価額	1,793	643	1,058	92	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	162	130	31	1	
	減価償却累計額	147	117	28	1	
	正味価額	15	12	3	0	
空中線設備	取得価額	161	161	0	0	
	減価償却累計額	132	132	0	0	
	正味価額	29	29	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,563,270	2,546,711	0	16,558
		減価償却累計額	2,125,688	2,116,055	0	9,634
		正味価額	437,581	430,657	0	6,925
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,558,517	1,558,517	0	0	
	減価償却累計額	1,219,602	1,219,602	0	0	
	正味価額	338,915	338,915	0	0	
海底線設備	取得価額	4,545	4,545	0	0	
	減価償却累計額	4,280	4,280	0	0	
	正味価額	265	265	0	0	
建物	取得価額	121,138	105,210	9,321	1,167	
	減価償却累計額	81,205	70,516	6,291	792	
	正味価額	39,933	34,695	3,030	375	
構築物	取得価額	9,952	8,640	812	106	
	減価償却累計額	8,206	7,124	669	87	
	正味価額	1,747	1,516	143	19	
機械及び装置	取得価額	3,366	3,128	35	14	
	減価償却累計額	2,939	2,727	30	12	
	正味価額	427	400	5	2	
車両及び船舶	取得価額	554	533	3	1	
	減価償却累計額	460	443	4	1	
	正味価額	94	91	0	0	
工具、器具及び備品	取得価額	25,370	17,626	264	105	
	減価償却累計額	19,711	14,277	200	76	
	正味価額	5,659	3,349	64	29	
リース資産	取得価額	5,583	4,960	60	19	
	減価償却累計額	2,700	2,400	29	9	
	正味価額	2,884	2,560	31	10	
土地	取得価額	17,808	15,586	1,059	152	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	17,808	15,586	1,059	152	
建設仮勘定	取得価額	11,237	11,059	69	109	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	11,237	11,059	69	109	
無形固定資産	取得価額	153,037	96,552	1,514	190	
	減価償却累計額	114,915	72,528	1,299	146	
	正味価額	38,122	24,025	215	43	
合計	取得価額	4,541,715	4,385,704	63,294	22,969	
	減価償却累計額	3,637,078	3,521,075	51,068	14,463	
	正味価額	904,637	864,629	12,226	8,507	

接続会計報告書の設備区分と網使用料算定根拠における明細表の設備区分の対応

接続会計報告書の設備区分

網使用料算定根拠における明細表の設備区分

第一種指定設備管理部門計		第一種指定設備管理部門計
一般第一種指定設備		一般第一種指定設備
特別第一種指定設備		特別第一種指定設備
端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)		端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)
		回線管理運営
		上記以外
主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)		主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)		端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)		主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
公衆電話設備		公衆電話設備
		デジタル公衆電話設備
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)		端末系交換設備(音声)
		下記以外
うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの		加入者交換機接続用伝送装置利用機能(DSM-I)
		加入者交換機接続用伝送装置利用機能(TCM)
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)		端末系交換設備(データ)
うちルーティング伝送機能に係るもの		うちルーティング伝送機能に係るもの
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(音声)
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(データ)
うちルーティング伝送機能に係るもの		うちルーティング伝送機能に係るもの
中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)		中継系交換設備(音声)
中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)		中継系交換設備(データ)
うちルーティング伝送機能に係るもの		うちルーティング伝送機能に係るもの
信号網設備		信号網設備
番号案内データベース及び番号案内設備		番号案内データベース
		番号案内設備
手動交換設備		手動交換設備
折返し通信路設定機能に係る設備		折返し通信路設定機能に係る設備
専用加入者線装置モジュール		専用加入者線装置モジュール
うち光信号電気信号変換機能に係るもの		うち光信号電気信号変換機能に係るもの
専用線ノード装置		専用線ノード装置
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
呼関連データベース		呼関連データベース
ユニバーサルサービス制度に係る負担金		ユニバ負担金(管理)
東西交付金		東西交付金
網改造料		網改造料
貸倒損失		貸倒損失(管理)
うち光信号中継伝送機能に係るもの		うち光信号中継伝送機能に係るもの
第一種指定設備利用部門計		第一種指定設備利用部門計
指定外電気通信設備		指定外電気通信設備
		スプリッタ(DSL)
		上記以外
付加機能使用料、雑収入等控除項目		付加機能使用料、雑収入等控除項目
サービス活動		サービス活動
合計		合計

# その他費用の算定根拠 (NTT西日本)

## 工事費

### (1) 屋内配線新設工事費(1回線ごとに)

(平日昼間)

区 分	金 額 等		備 考
①作業単金(1時間あたり)	6,169	(単位:円)	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2.467	(単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	3,434	(単位:円)	平成20年度調達実績
④当該作業に係る工事費	18,703	(単位:円)	$(① \times ② + ③) \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載のXⅡ. 料金設定に使用した貸倒率})$

(土日祝日昼夜間)

区 分	金 額 等		備 考
①作業単金(1時間あたり)	7,410	(単位:円)	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2.467	(単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	3,434	(単位:円)	平成20年度調達実績
④当該作業に係る工事費	21,773	(単位:円)	$(① \times ② + ③) \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載のXⅡ. 料金設定に使用した貸倒率})$

### (2) 屋内配線変更工事費(1回線ごとに)

(平日昼間)

区 分	金 額 等		備 考
①作業単金(1時間あたり)	6,169	(単位:円)	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	1.967	(単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	12,167	(単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載のXⅡ. 料金設定に使用した貸倒率})$

(土日祝日昼夜間)

区 分	金 額 等		備 考
①作業単金(1時間あたり)	7,410	(単位:円)	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	1.967	(単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	14,614	(単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載のXⅡ. 料金設定に使用した貸倒率})$